

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

岡山県人事委員会

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与に関する報告

1 職員給与	1
2 民間給与	
(1) 職種別民間給与実態調査	1
(2) 調査の実施結果	2
3 職員給与と民間給与との比較	
(1) 月例給	3
(2) 特別給	3
4 職員給与と国家公務員給与等との比較	
(1) 平均給与月額	3
(2) ラスパイレス指数	4
5 物価及び生計費	4
6 人事院の給与等に関する報告、勧告	4
7 むすび	
(1) 給料表	7
(2) 初任給調整手当	8
(3) 期末手当及び勤勉手当	8
(4) 地域手当	8
(5) 宿日直手当	9
(6) 転居に関する手当	9
(7) 公立学校教員の給与制度等	9
(8) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）	9

第2 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成等	
(1) 人材の確保	11
(2) 人材の育成・活躍推進	12
(3) 組織活性化に向けた人事管理の推進	14
2 働きやすく魅力ある勤務環境の整備	
(1) 時代に即した働き方の推進	15
(2) 仕事と生活の両立支援	16
(3) 時間外勤務等の縮減	16
(4) 教員の働き方改革	17
(5) 職員の健康管理対策の推進	18
(6) ハラスメント防止対策	19
3 公務員倫理の徹底	19

第3 給与勧告実施の要請	20
--------------	----

別紙第2 勧告	21
---------	----

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員給与の実態を把握するとともに、職員給与等を決定するために必要な諸条件について調査した。

その結果は、次のとおりである。

第 1 職員の給与に関する報告

1 職員給与

令和 8 年 4 月 1 日を基準として実施した「令和 8 年職員給与実態調査」によると、職員の総数は18,025人（令和 7 年：18,144人）であって、その平均年齢は41.0歳（同41.2歳）、平均経験年数は18.3年（同18.5年）、また、男女別構成は男性57.3%（同57.8%）、女性42.7%（同42.2%）、学歴別構成は大学卒86.8%（同86.5%）、短大卒3.3%（同3.4%）、高校卒9.9%（同10.0%）、中学卒0.0%（同0.0%）となっている。

これらの職員には、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の 5 種 9 表の給料表が適用されており、実際に支払われた職員全体の平均給与月額は、給料372,187円（同361,211円）、扶養手当10,395円（同9,722円）、地域手当9,329円（同5,933円）、計391,911円（同376,866円）となっている。

（資料第 1 表、第 2 表）

2 民間給与

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院並びに都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうち

から、層化無作為抽出法によって抽出した206の事業所を対象に、「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する者8,482人について、令和8年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や諸手当の支給状況等について、令和8年も引き続き調査を行った。

「令和8年職種別民間給与実態調査」の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、88.7%と非常に高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

(2) 調査の実施結果

「令和8年職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で38.1%（令和7年：40.7%）、高校卒で28.4%（同30.8%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で76.5%（同73.6%）、高校卒で84.8%（同88.1%）となっており、大学卒で23.5%（同26.4%）、高校卒で15.2%（同11.9%）の事業所においては、初任給を据え置いている。

また、新卒事務員及び新卒技術者の初任給の平均額は、大学卒で237,572円（同226,966円）、高校卒で203,381円（同194,010円）となっている。

（資料第13表、第15表）

イ 給与改定

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は71.4%（令和7年：69.6%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は94.1%（同93.8%）となっているが、昇給額が令和7年に比べて増額

となっている事業所の割合は29.8%（同35.1%）、減額となっている事業所の割合は9.3%（同5.5%）となっている。

（資料第16表）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和8年職員給与実態調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の令和8年4月分の諸手当を含む実際に支払われた給与額を対比させ、精密に比較した。

その結果、次表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,526円（2.93%）下回っていることが明らかになった。

（資料第23表、第24表）

民間給与 (A)	職員給与 (B) (平均42.3歳)	較差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
404,818円	393,292円	11,526円 (2.93%)

注：民間給与、職員給与ともに、令和8年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果によると、令和7年8月から令和8年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.71月分（令和7年：4.64月分）に相当していた。これを職員の期末手当・勤勉手当（特別給）の年間の平均支給月数4.65月（同4.60月）と比較すると、職員の期末手当・勤勉手当が民間の特別給を0.06月分（同0.04月分）下回っている。

（資料第19表）

4 職員給与と国家公務員給与等との比較

(1) 平均給与月額

職員のうち代表的職種である行政職給料表の適用を受ける職員と、これに相当する国家公務員との令和8年4月における平均給与月額※1を

比較すると、職員は平均年齢42.3歳（令和7年：42.8歳）で393,292円（同381,499円）、国家公務員は平均年齢41.7歳（同41.9歳）で428,451円（同414,480円）となっている。

※1 国家公務員の平均給与月額、人事院の「令和8年国家公務員給与等実態調査（令和8年4月1日現在）」に基づくものである。

(2) ラスパイレス指数

令和7年4月1日現在の地方公務員の給与額等を調査した総務省の「地方公務員給与実態調査」によると、国家公務員を100とした場合の職員のラスパイレス指数※2は100.8（令和6年：100.3）となっている。

なお、全都道府県の平均は、99.7（同99.7）となっている。

※2 ラスパイレス指数とは、地域手当等の手当を含まない地方公共団体の一般行政職の給料表適用職員の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したものであり、現に支給されている給料額（俸給額）に基づいて算出される。

5 物価及び生計費

「小売物価統計調査」（総務省）に基づく令和8年4月の消費者物価指数は、令和7年4月に比べ、全国で1.4%、岡山市で1.6%上昇している。

また、本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した、令和8年4月における岡山市の標準生計費は、2人世帯で178,630円（令和7年：179,980円）、3人世帯で206,740円（同198,770円）、4人世帯で234,840円（同217,550円）となっている。

（資料第25表）

6 人事院の給与等に関する報告、勧告

人事院は、令和8年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告し、給与の改定について勧告した。併せて、公務員人事管理について報告し、勤務時間及び休暇の改定について勧告した。

その概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 〔対象〕
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

7 むすび

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(1) 給料表

令和8年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、優秀な人材の確保・定着が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員を対象に令和7年を上回る改定を行う必要がある。

また、次表に示すとおり、公務における再任用職員の平均給与月額が民間における再雇用者の平均給与月額を下回っていることが明らかになったため、行政職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係長級の水準に見合ったものとなるよう、それ以外の職員の給料月額の改定率を上回る改定を行う必要がある。

公務における再任用職員及び民間における再雇用者の平均給与月額

役 職 段 階	公 務	民 間
係 長 級	30.7万円	33.2万円

注 1 「公務」は、「令和8年職員給与実態調査」による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものである（令和8年4月時点）。「係長級」は3・4級が適用される職員である。

2 「民間」は、「職種別民間給与実態調査」における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表等と同様の改定を行う必要がある。

改定については、令和 8 年 4 月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じた改定を行う必要がある。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 支給月数の改定

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数は、令和 7 年 8 月から令和 8 年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.70 月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和 8 年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 9 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期と 12 月期で均等になるよう定める。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

イ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当については、高度の専門性を有する人材の給与水準を確保するため、国家公務員の勤勉手当に関する人事院勧告に準じた改定を行う必要がある。

(4) 地域手当

地域手当については、令和 6 年に国家公務員に準ずる内容で見直しに関する勧告等を行い、支給割合についても段階的に見直すこととしており、令和 9 年度の級地別支給割合は、国家公務員の取扱いに準じたものとする必要がある。

(5) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員の宿日直手当に関する人事院勧告に準じた改定を行う必要がある。

(6) 転居に関する手当

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっているとし、転居を伴う転勤の経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編等した上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設するよう勧告した。

本県においても、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正等国の動向を注視しながら、転居に関する手当の新設等について検討する必要がある。

(7) 公立学校教員の給与制度等

学校教育の質を向上させるためには、教員に優れた人材を確保する必要がある。学校における働き方改革の更なる加速化、多様化・複雑化する教育課題に向けた学校の指導・運営体制の充実、職務の重要性にふさわしい教員の処遇改善を一体的に進めることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「改正法」という。）が令和7年6月に成立した。

引き続き、改正法の趣旨等を踏まえ、職務や勤務の状況に応じた処遇の改善を進める必要がある。

また、組織的・機動的に学校運営体制の充実を図るため、改正法により新たに設置することができるとされた「主務教諭」については、職の設置の趣旨や想定される職務を念頭に、本県の学校を取り巻く状況や学校現場の実態等を十分に踏まえ、引き続き、教育委員会において、その設置の必要性を含め検討する必要がある。

(8) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）

人事院は、民間企業の高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況

等を踏まえ、関係部局と連携して、60歳前後の給与水準（給与カーブ）の検討を加速していくと報告したところであり、引き続き、国の動向を注視する必要がある。

第2 公務員人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成等

社会経済や国際情勢など公務を取り巻く環境が激しく変化する時代において、直面する行政課題は高度に複雑化・多様化しているとともに、自然災害の頻発化・激甚化や新興感染症の流行など、県民の生活を脅かす深刻な事案が多く発生している。

こうした中、県民の生活と安全を守る行政サービスを安定的に提供し続けるためには、課題に対し臨機応変で的確な判断と迅速な行動ができる、決断力や柔軟性を備えた人材を確保し、育成することが不可欠である。また、職員一人ひとりの成長や活躍を通じて、組織全体のパフォーマンスの一層の向上を図らなければならない。

このため、多様で優秀な人材に選ばれ、職員が自らの成長を実感しつつ意欲を持って業務を進めることができる組織となるよう、以下の取組を推進する必要がある。

(1) 人材の確保

ア 採用試験の見直し

近年、受験年齢層人口の減少に加え、国や他自治体、民間企業等との間での人材獲得に向けた競争の激化等によって、人材確保の現状は極めて厳しくなっている。

本委員会は、これまでも多様な知識や経験、意欲を有する人材確保に向けた新たな試験区分の創設や受験資格の拡大などを実施してきたところであり、引き続き、受験者の利便性向上につながる「テストセンター方式」の導入を拡大するなど、民間企業で用いられる採用手法等を参考に、採用環境の変化に応じて不断の見直しを行っていく。

併せて、本県が求める人材の採用につながっているかを任命権者とともに検証し、職務遂行能力を適切に見極めることのできる試験制度の検討を継続的に進める必要がある。

イ 受験者の確保

官民間問わず人材獲得競争が激化する中で、学生が進路を検討する時期に公務の魅力をアピールし公務志望者を増やす取組が重要である。

本委員会は、県媒体による採用試験情報の発信や採用説明会の開催、民間就職情報サイトでの発信や合同説明会への出展、合格者を対象にした交流会等を行っている。

今後は、マーケティングの視点も踏まえ、学生が進路を検討する時期や、応募の可能性の高い学生が多く在籍する大学を見極め、戦略的に公務の魅力のアピールや大学等へのアプローチを行っていく。

さらに、本県を選んでもらうためには、公務の魅力だけでなく、本県職員として働くことの魅力を若い世代に伝える必要がある。

任命権者が行っているインターンシップは、学生にとって体験を通じて本県の仕事への理解を深める上で重要であるとともに、自身と就職先とのマッチングを確認する貴重な機会であり、多くの学生に参加してもらえよう、学生のニーズに合わせた時期や期間を設定するなどの工夫が必要である。

また、人材不足により業務に支障をきたすことも懸念されている技術職については、任命権者において、引き続き、危機感をもって大学や高校への働きかけ、学生等へのきめ細かい業務説明や募集活動、インターンシップ等を通じて専門的業務の魅力を伝え、志望度の向上につなげることが重要である。

なお、インターンシップをはじめとする募集活動や採用試験の際には、求職者等に対するハラスメントの防止対策を徹底する必要がある。

最後に、人材の確保は、行政の安定的な運営の根本に関わるものであり、本委員会が実施する取組に任命権者の積極的な協力を期待するものである。

(2) 人材の育成・活躍推進

ア キャリア形成への支援

令和8年3月に改訂された「岡山県人材育成・確保基本方針」は、職員に求められる基本姿勢及び能力を示しており、職員のキャリア

形成支援を進める上での指標となる。

また、行政課題の複雑化・高度化や専門的知見の重要性の高まりに伴い、職員一人ひとりが時代に応じた知識・技能を身に付ける必要性が高まっている。

このため、コンテンプラリー（今日的）なニーズに応えることができるよう、職員の主体的な能力開発の機会を積極的に提供するとともに、特に若手職員には多様な職場や業務の経験を積ませるなど、能力開発の機会を積極的に提供し、キャリア形成をサポートしていく必要がある。

イ 多様な職員の活躍

(7) 高齢層職員

労働力人口減少を背景に、高齢者の雇用を推進し、その能力や経験を十分に活用するため、令和5年4月から段階的に定年引上げを行っているところである。

質の高い行政サービスを提供し続けるためには、高齢層職員が、その能力・経験を有効に活用し、士気を維持しながら活躍できることが重要である。また、これまでの職務経験を生かした、若手・中堅職員への技能・技術の継承といった役割も期待されるところである。

このため、任命権者においては、高齢層職員の能力や健康状態等について十分に確認を行った上で、個々の適性や能力に応じた配置を行うなど、高齢層職員が意欲を持って働き続けられる環境の整備に努める必要がある。

(4) 女性職員

女性活躍推進については、引き続き、女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めていくとともに、高い職責を担うことを見据えたキャリア形成の道筋を示すなど、自らの意欲を引き出す取組が必要である。

また、男性と比べて様々な女性特有の健康課題により、女性が自分の望むキャリア等を諦めることは、組織としての損失とな

る。女性職員が仕事に対するモチベーションを維持し、高めていくためには、女性の健康上の特性に対する職場の理解促進や相談体制の整備も重要である。

(ウ) 障害のある職員

障害のある職員については、引き続き、それぞれの障害の特性に応じて必要な配慮を行うとともに、各自の能力や個性を踏まえた業務の選定や配置を行うなど、生き生きと働くことのできる環境の整備が必要である。

(3) 組織活性化に向けた人事管理の推進

組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上を図るためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決力の向上につなげられるよう、きめ細かい人事管理が重要である。

また、定年の引上げや、新たな試験区分の創設、受験資格の拡大などにより、多様なキャリアを持った職員が増えてきており、その職員の能力及び実績をよりきめ細かく的確に判断・評価していくことが、ますます重要となっている。

このため、任命権者において、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用・給与等へ適切に反映することを通じて、職員の勤務意欲と能力を高め、適材適所に配置していく必要があり、その前提となる人事評価制度を有効に機能させるためには、公正性が確保されなければならない。

すなわち、人事評価制度は、職種、職場によって異なる公務の内容や勤務環境を踏まえながら、評価者と評価対象者との適切なコミュニケーションの下、業務の遂行状況を的確に把握した上で適正に評価が行われるべきものであり、評価者と評価対象者双方にとって納得性のある制度として維持していくことが重要である。

任命権者においては、組織活性化につながる人事管理の推進に向け、引き続き、適切に人事評価制度が運用できるよう、職員の成長や多様化等を踏まえて必要な検証・見直しを行うことが重要である。

2 働きやすく魅力ある勤務環境の整備

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境をつくるためには、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方の推進や、仕事と生活の両立支援、職員の健康管理対策の推進等の取組が極めて重要である。

こうした取組は、働く場としての魅力を高め、人材獲得競争が激化する中においても選ばれる職場、また、離職を防ぎ人材が定着する職場につながる。このような認識の下、以下の取組を推進する必要がある。

(1) 時代に即した働き方の推進

多様な価値観を持った職員や、様々な事情を抱える職員が増える中、時代に即した働き方を可能とするためには、より柔軟な働き方を推進していくことが重要である。

本県においても、在宅勤務や、ワーク・ライフ・バランス推進のための早出遅出勤務の実施など、柔軟な働き方の推進に取り組んでいるところである。引き続き、本県の人事管理や公務運営への影響等の課題も認識しながら、より柔軟な働き方の選択肢を拡大するための検討を進める必要がある。

国は、令和8年度から、自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）制度において、基準を満たせば、職員の有する知識・技能を生かした事業や、社会貢献に資する事業の兼業を可能とした。こうした国の動向も参考にしながら、職員のモチベーション向上等を通じた公務の活性化等への期待という観点も考慮し、本県も営利企業等への従事許可基準の運用の見直しを検討する必要がある。

また、令和8年8月、人事院は、長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させるため、休日や週休日に勤務を命じられた職員が勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定や週休日の振替等を現行の取得単位である1日又は4時間単位に満たない場合でも可能とする見直しを勧告した。今後、国における見直しの趣旨や本県の実情を踏まえ、代休日の指定等の見直しについて検討を進める必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

職員がやりがいや充実感を持って働くためには、妊娠、出産、子育て、介護に安心して向き合い、地域活動や自己啓発等の時間を持つことができる健康で豊かな生活を送ることは極めて重要である。

本県においては、これまで各種の勤務制度や休暇・休業制度の創設・拡充、育児や介護を行う職員を支援するための取組などを積極的に行ってきた。こうした取組の結果、男性職員の育児休業取得者と一人当たりの取得日数は増加傾向にある。また、知事部局では、令和9年1月から、職員のための県庁内保育施設を開所し、子育て支援の一層の充実を図ることとしている。

引き続き、任命権者において、仕事と生活の両立支援制度の利用しやすい環境整備と、職員に対しての一層の利用促進を図る必要がある。

また、令和8年8月、人事院は、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員を対象に、休暇の取得事由を問わず、無給で年間7日の休暇日数を付与する無給休暇を新設することを勧告した。今後、国における新設の趣旨や本県の実情を踏まえ、無給休暇の新設について検討を進める必要がある。

(3) 時間外勤務等の縮減

時間外勤務等の縮減は、職員の心身の健康やワーク・ライフ・バランス、公務能率の向上や人材確保の観点から、取り組むべき喫緊の課題であり、最も優先すべき課題の一つである。

令和7年度において上限を超えて時間外勤務を命じられた職員数は、令和6年度と比較して、警察本部においては減少したものの、知事部局と教育委員会は横ばいであった。

特例業務に該当する時間外勤務命令は、制度上認められているが、長時間の時間外勤務は、心身両面の負担が非常に大きいことから、管理監督者は、職員の健康管理に一層の注意を払うとともに、特定の職員に長時間勤務が集中しないよう、臨機応変に業務分担の見直しを行うなど負担の平準化を図る方策を積極的に講じる必要がある。

また、特例の適用は極めて限定的に判断すべきであり、大規模災害

等への業務対応又は特に緊急性の高い業務など、真にやむを得ない場合に限るものとするとともに、上限時間を超えて命じた要因の分析・検証に基づく対策を十分に講じる必要がある。内部管理事務など、業務量や発生時期をある程度予測できるものについては、業務配分の見直しや事務の簡素化、ＩＣＴ等を活用した事務処理の効率化などによる時間外勤務の縮減に向けた取組を強化し、更なる改善につなげる必要がある。

任命権者は、管理監督者も含めた時間外勤務等の縮減に向けて、業務の合理化や業務配分の適正化を徹底した上で、業務量に応じた適正な執行体制を確保するといった抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進める必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての権限に基づき、勤務条件等実態調査等を通じて実態の把握に努め、必要に応じて指導・助言を行うなど、時間外勤務等の縮減に向けて引き続き取り組む。

(4) 教員の働き方改革

教育委員会においては、令和10年度までに「月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教員の割合を100%」にすることを目標に「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」を推進している。さらに、令和8年度からは、令和7年6月に成立した改正法に基づき、「岡山県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を新たに策定し、令和10年度までに「1年間（年度）における、月当たりの時間外在校等時間の平均時間を30時間以内」にするなどの目標を掲げ、働き方改革の一層の推進に向けた取組を進めている。

これまでも、外部人材の活用や校務ＤＸの推進などに取り組んできたところであるが、時間外在校等時間の縮減目標を達成するためには、部活動指導員等外部人材の配置や学校行事の準備運営の業務委託など、具体的な対策を更に進める必要がある。

こうした取組は、教員の健康やワーク・ライフ・バランスだけでなく、ゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保につながることから、引き続き、教育職場の魅力向上やより質の高い教育の実現に

向け、関係者が一丸となって、働き方改革の取組の充実・強化を図る必要がある。

(5) 職員の健康管理対策の推進

職員の心身両面にわたる健康管理は、職員本人とその家族にとってはもちろんのこと、公務の能率的な運営や県民に対する質の高いサービスの提供の観点からも重要な課題である。

病気休暇、病気休職ともに、取得した職員数は高止まりの状況にあり、依然として職員の心身に大きな負荷がかかっていることが懸念される。

特に、心の健康の問題による病気休暇を取得した職員数は、令和7年度は令和6年度に比べて減少したが、病気休職する職員数は、横ばい状態にある。心の健康の問題は、一旦発症すれば長期化し、復職後の再発リスクも高い傾向があるため、何よりも未然防止が肝要である。

このため、任命権者において、職場環境や勤務実態の把握に努め、メンタルヘルス不調の未然防止や早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。任命権者は、管理監督者に自らのメンタルヘルスの状況を含め、職員の状況に常に心を配り、問題の兆候を早めに把握してその解消に努めさせるなど、より積極的な取組が必要である。

さらに、不調に陥った職員が円滑に職場へ復帰し、再発を防ぐためにも、関係機関等との連携を一層強化する必要がある。

また、長時間労働は、職員の心身の疲労を蓄積させ、心と身体の病気を引き起こす要因にもなる。引き続き、時間外勤務等の縮減に向けた取組を着実に進めるとともに、やむを得ず長時間労働を行った職員に対しては、医師による面接指導等を確実に実施するなど、職員の健康管理に努める必要がある。

本県では、休息时间確保のための遅出勤務（勤務間インターバル制度）を試行している。職員の睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康維持のために不可欠であるため、より実効性のある制度となるよう、その他の勤務環境改善の取組も含めて周知・徹底する必要がある。

なお、定年延長に伴い、高齢層職員の増加が見込まれることから、

高齢層職員の心身の健康保持にも配慮する必要がある。

(6) ハラスメント防止対策

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等は、重大な人権侵害であり、被害を受けた者の心に深い傷を負わせるだけではなく、職場環境や組織全体にも悪影響を及ぼすものである。

そのため、任命権者においては、職員研修による意識啓発や各種広報活動を通じた理解促進、相談窓口の周知等を行っているところである。

また、カスタマー・ハラスメントを防止するため、令和7年6月に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）が改正され、令和8年10月から事業主に労働者を保護するために必要な措置が義務付けられた。

本県においても、同法の改正を受け、令和8年4月に策定された「カスタマー・ハラスメント対応における基本方針」に基づき、組織として毅然とした対応で職員を守り、良好な職場環境の確保を図るための取組を進めている。

あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、引き続き、ハラスメントを根絶する強い意志を持って、職員が安心して業務に取り組めるよう組織的な対策を強力に進める必要がある。

3 公務員倫理の徹底

本県職員の多くが真摯な姿勢で日々の業務に取り組む一方、教職員のわいせつ行為や窃盗行為に伴う懲戒処分事案など、依然として不祥事が後を絶たず、深刻な状況にある。

一部の職員による不祥事の発生は、県民の公務に対する全体の信頼を失墜させるものである。

任命権者においては、これまでの取組を検証するとともに、あらゆる機会を通じて服務規律の遵守の一層の徹底を図り、管理監督者はもとより職員一人ひとりが公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って、全力で職務に精励できるよう、不祥事の根絶に向けた取組を強く推し進めなくてはならない。

第3 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第 1 改定の内容

1 給料表

- (1) 現行の給料表を別記のとおり改定すること。
- (2) 教育職給料表(一)、教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表の備考 2 を次のとおりとすること。

ア 教育職給料表(一)

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員はこの表の額に 15,400 円を、同じく 4 級である職員は 7,700 円をそれぞれ加算する。

イ 教育職給料表(二)及び小学校・中学校教育職員給料表

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員はこの表の額に 15,600 円を、同じく 4 級である職員は 8,100 円をそれぞれ加算する。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当について

ア 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を 418,600 円とすること。

イ 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する初任給調整手当の支給月額の限度を 52,600 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

- (7) 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.2875 月分（特定幹部

- 職員にあっては、1.0875月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（特定幹部職員にあっては、1.2875月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を、0.7375月分（特定幹部職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分（特定幹部職員にあっては、0.6375月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。
- (エ) 任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（特定幹部職員にあっては、1.075月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（特定幹部職員にあっては、1.275月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（特定幹部職員にあっては、0.625月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。
- (エ) 任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

ウ 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

特定任期付職員の勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

(3) 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、12,000円）とし、常直勤務に係る支給月額を25,000円とすること。

第２ 改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、第１の１の(２)については令和９年１月１日から、第１の２の(２)のイ及びウについては同年４月１日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	211,500	257,700	292,400	326,900	350,600	385,700	440,500	492,900	547,900
	2	212,600	259,000	293,400	328,400	352,400	387,400	442,400	498,200	554,600
	3	213,800	260,400	294,400	329,800	354,200	389,000	444,300	503,100	559,700
	4	214,900	261,800	295,400	331,200	356,000	390,600	446,100	507,700	563,900
	5	216,000	263,200	296,400	332,600	357,700	392,200	448,000	511,700	567,300
	6	217,700	264,600	297,400	333,800	359,500	394,000	449,800	515,100	570,500
	7	219,300	266,000	298,400	334,900	361,300	395,500	451,600	518,000	573,400
	8	220,900	267,400	299,400	336,100	362,900	397,100	453,400	520,500	575,900
	9	222,400	268,800	300,400	337,400	364,500	398,400	455,000	522,500	577,900
	10	224,100	270,000	301,500	339,000	366,200	400,000	456,500		
	11	225,700	271,300	302,500	340,700	367,900	401,600	458,000		
	12	227,300	272,600	303,500	342,300	369,600	403,100	459,500		
	13	228,800	273,800	304,500	343,800	371,100	405,000	461,000		
	14	230,500	275,000	305,800	345,400	372,700	406,900	462,300		
	15	232,200	276,300	307,100	347,100	374,300	408,800	463,600		
	16	233,900	277,500	308,300	348,700	375,800	410,600	464,800		
	17	235,100	278,600	309,600	350,200	377,100	412,100	466,000		
	18	236,700	279,700	310,900	351,900	378,800	413,900	467,300		
	19	238,300	280,800	312,200	353,600	380,400	415,600	468,600		
	20	239,800	281,900	313,400	355,200	382,000	417,200	469,800		
	21	241,300	282,800	314,500	356,600	383,100	418,900	471,000		
	22	242,900	283,800	315,700	358,300	384,600	420,300	471,800		
	23	244,500	284,800	317,000	360,000	386,100	421,700	472,600		
	24	246,100	285,800	318,300	361,600	387,600	423,100	473,400		
	25	247,700	286,800	319,600	362,800	389,300	424,500	474,000		
	26	249,400	287,700	320,700	364,700	391,100	425,700	474,600		
	27	250,700	288,500	321,700	366,400	392,700	426,900	475,200		
	28	252,000	289,400	322,700	368,000	394,400	427,900	475,800		
	29	253,300	290,200	323,900	369,500	395,800	429,000	476,500		
	30	254,400	291,000	325,100	371,100	397,100	430,200	477,300		
	31	255,500	291,900	326,300	372,700	398,300	431,300	477,700		
	32	256,600	292,600	327,500	374,300	399,700	432,400	478,400		
	33	257,700	293,400	328,700	376,000	400,800	433,100	478,900		
	34	258,600	294,200	330,000	377,800	401,700	433,800	479,300		
	35	259,500	295,000	331,400	379,600	402,700	434,400	479,700		
	36	260,500	295,600	332,700	381,400	403,700	435,100	480,100		
	37	261,500	296,300	334,000	382,900	404,500	435,700	480,500		
	38	262,400	297,100	335,300	384,300	405,400	436,300	480,800		
	39	263,300	297,800	336,600	385,700	406,300	436,800	481,100		
	40	264,100	298,500	337,900	387,100	407,100	437,200	481,400		
	41	264,900	299,200	339,300	388,600	407,900	437,600	481,700		
	42	265,500	300,000	340,500	389,400	408,700	437,800	482,000		
	43	266,100	300,700	341,700	390,300	409,500	438,100	482,300		
	44	266,700	301,400	342,800	391,300	410,200	438,400	482,600		
	45	267,300	302,100	343,700	392,200	410,900	438,700	482,900		
	46	267,900	302,800	344,900	393,300	411,600	439,000			
	47	268,500	303,500	346,100	394,200	412,300	439,300			
	48	269,100	304,100	347,400	395,200	413,000	439,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	269,600	304,800	348,500	396,100	413,500	439,800			
	50	270,200	305,500	349,700	396,800	414,100	440,100			
	51	270,800	306,200	350,900	397,500	414,700	440,300			
	52	271,300	306,900	352,100	398,100	415,400	440,600			
	53	271,700	307,400	353,400	398,500	415,800	440,800			
	54	272,100	308,100	354,400	399,100	416,400	441,100			
	55	272,400	308,700	355,500	399,700	417,000	441,400			
	56	272,700	309,400	356,600	400,400	417,500	441,700			
	57	273,000	310,000	357,300	400,700	417,900	441,900			
	58	273,300	310,600	358,200	401,400	418,500	442,200			
	59	273,600	311,200	358,900	402,100	419,100	442,500			
	60	273,900	312,000	359,700	402,700	419,600	442,700			
	61	274,200	312,600	360,500	403,000	420,000	442,900			
	62	274,500	313,100	360,900	403,500	420,500	443,200			
	63	274,800	313,600	361,400	404,100	421,000	443,500			
	64	275,100	314,000	362,100	404,700	421,600	443,700			
	65	275,400	314,500	362,900	405,000	421,900	443,900			
	66	275,700	315,000	363,600	405,600	422,300	444,200			
	67	276,000	315,400	364,300	406,300	422,600	444,500			
	68	276,300	315,900	364,900	406,900	423,000	444,700			
	69	276,600	316,300	365,400	407,300	423,300	444,900			
	70	276,900	316,800	366,000	407,800	423,600	445,200			
	71	277,200	317,200	366,500	408,400	423,900	445,500			
	72	277,500	317,700	367,100	408,900	424,100	445,700			
	73	277,800	318,100	367,400	409,400	424,300	445,900			
	74	278,100	318,500	367,900	410,000	424,600				
	75	278,400	318,800	368,200	410,400	424,900				
	76	278,700	319,100	368,600	410,700	425,100				
	77	279,000	319,300	369,000	411,100	425,300				
	78	279,300	319,600	369,500	411,600	425,600				
	79	279,600	319,800	370,000	412,000	425,900				
	80	279,900	320,100	370,500	412,400	426,100				
	81	280,200	320,300	370,800	412,800	426,300				
	82	280,500	320,500	371,200	413,300	426,600				
	83	280,800	320,800	371,600	413,700	426,900				
	84	281,100	321,000	372,000	414,100	427,100				
	85	281,400	321,300	372,300	414,400	427,300				
	86	281,700	321,500	372,700						
	87	282,000	321,800	373,100						
	88	282,300	322,100	373,500						
	89	282,600	322,400	373,700						
	90	282,900	322,700	374,100						
	91	283,200	323,000	374,500						
	92	283,500	323,300	374,900						
	93	283,800	323,500	375,100						
	94		323,700	375,400						
	95		324,000	375,800						
	96		324,400	376,100						
	97		324,600	376,400						
	98		324,900	376,800						
	99		325,200	377,200						
	100		325,600	377,600						

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101		325,800	378,100						
	102		326,100	378,500						
	103		326,400	378,900						
	104		326,700	379,300						
	105		326,900	379,800						
	106		327,200	380,200						
	107		327,500	380,500						
	108		327,800	380,800						
	109		328,000	381,200						
	110		328,300							
	111		328,700							
	112		329,000							
	113		329,200							
	114		329,400							
	115		329,700							
	116		330,100							
	117		330,300							
	118		330,500							
	119		330,800							
	120		331,100							
	121		331,400							
	122		331,600							
	123		331,900							
	124		332,200							
	125		332,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		224,800	253,600	298,400	320,800	337,600	365,500	411,400	448,400	505,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	242,500	263,800	286,800	325,700	362,400	384,800	416,600	453,300	501,100
	2	245,000	266,000	288,700	326,700	363,900	386,600	418,300	454,900	507,100
	3	247,400	268,200	290,800	327,600	365,300	388,300	419,900	456,400	512,000
	4	249,800	270,400	292,900	328,500	366,800	390,000	421,600	457,900	516,200
	5	252,100	272,600	294,900	329,100	368,300	391,600	423,100	459,400	520,200
	6	254,500	274,600	296,200	329,800	369,800	393,300	424,700	461,000	523,600
	7	256,900	276,600	297,500	330,400	371,200	395,000	426,300	462,400	526,500
	8	259,100	278,400	298,800	331,100	372,600	396,600	427,900	463,800	529,000
	9	261,300	280,200	300,100	331,700	374,000	398,100	429,400	464,900	531,200
	10	263,400	281,900	301,400	332,400	375,600	399,700	431,000	466,300	
	11	265,500	283,600	302,600	333,100	377,300	401,300	432,600	467,800	
	12	267,500	285,000	303,800	333,700	378,900	402,900	434,200	469,300	
	13	269,400	286,400	305,000	334,400	380,300	404,500	435,700	470,600	
	14	271,400	288,200	306,000	335,100	381,900	406,100	437,700	472,300	
	15	273,400	289,500	307,000	335,700	383,500	407,700	439,700	473,900	
	16	275,000	290,900	308,400	336,500	385,000	409,300	441,700	475,500	
	17	276,600	292,300	309,500	337,200	386,600	410,800	443,200	476,900	
	18	278,100	293,500	310,600	338,000	388,200	412,400	444,900	478,600	
	19	279,600	294,700	311,700	339,000	389,800	414,000	446,500	480,300	
	20	281,100	295,800	312,800	339,800	391,300	415,600	448,200	481,900	
	21	282,600	297,100	314,000	340,700	392,800	417,100	449,800	483,300	
	22	284,100	298,200	314,600	341,900	394,400	418,700	451,300	484,000	
	23	285,600	299,400	315,100	343,200	396,000	420,400	452,800	484,700	
	24	287,100	300,500	315,700	344,500	397,600	422,100	454,200	485,400	
	25	288,600	301,800	316,100	345,800	399,000	423,800	455,400	485,800	
	26	289,800	303,100	316,700	347,300	400,700	425,800	456,900	486,300	
	27	291,000	304,300	317,200	348,700	402,400	427,600	458,400	486,900	
	28	292,200	305,500	317,700	349,700	403,900	429,500	459,800	487,500	
	29	293,400	306,400	318,100	350,600	405,500	431,200	461,300	488,100	
	30	294,500	307,400	318,700	351,900	407,100	432,600	462,600	488,800	
	31	295,600	308,500	319,200	353,100	408,700	433,800	463,800	489,300	
	32	296,700	309,500	319,700	354,200	410,300	435,100	465,000	489,800	
	33	298,000	310,700	320,200	355,300	412,000	436,100	466,000	490,300	
	34	299,300	311,300	320,800	356,600	414,000	437,200	466,700	490,600	
	35	300,500	311,900	321,200	357,800	416,000	438,200	467,400	490,900	
	36	301,800	312,500	321,600	358,900	418,000	439,200	468,100	491,300	
	37	302,700	312,900	322,100	360,000	419,700	440,300	468,600	491,600	
	38	303,700	313,500	322,700	361,200	421,400	441,400	469,000	491,800	
	39	304,800	314,100	323,300	362,500	422,900	442,500	469,400	492,100	
	40	305,900	314,600	323,800	363,700	424,400	443,600	469,700	492,300	
	41	307,100	315,000	324,400	364,900	425,600	444,800	470,000	492,600	
	42	307,700	315,600	325,100	366,100	426,600	445,600	470,300	492,800	
	43	308,300	316,200	325,800	367,300	427,600	446,400	470,600	493,000	
	44	308,800	316,700	326,400	368,500	428,600	447,000	470,900	493,200	
	45	309,200	317,100	327,000	369,700	429,600	447,500	471,100	493,600	
	46	309,700	317,600	327,800	371,000	430,700	448,200	471,400	493,600	
	47	310,200	318,100	328,600	372,200	431,800	448,900	471,700	493,600	
	48	310,700	318,600	329,300	373,400	432,900	449,500	471,900	493,600	
	49	311,100	319,100	330,100	374,700	434,200	450,200	472,200	493,600	
	50	311,600	319,600	331,100	376,000	435,000	450,600	472,500	493,600	
	51	312,100	320,200	332,100	377,200	435,800	451,200	472,800	493,600	
	52	312,600	320,700	333,100	378,500	436,400	451,800	473,100	493,600	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	53	313,100	321,300	334,200	379,400	436,900	452,200	473,300		
	54	313,700	321,900	335,300	380,700	437,600	452,600	473,600		
	55	314,100	322,600	336,300	381,900	438,200	453,100	473,800		
	56	314,500	323,200	337,300	383,100	438,900	453,600	474,100		
	57	315,000	323,800	338,400	384,200	439,200	454,100	474,300		
	58	315,500	324,600	339,500	385,500	439,900	454,600	474,600		
	59	316,000	325,400	340,600	386,900	440,600	455,000	474,900		
	60	316,400	326,100	341,700	388,300	441,100	455,400	475,100		
	61	316,900	326,900	342,600	389,600	441,500	455,800	475,300		
	62	317,300	327,700	343,800	391,100	441,900	456,100	475,600		
	63	317,800	328,500	344,900	392,600	442,400	456,400	475,900		
	64	318,200	329,400	346,000	394,000	442,900	456,700	476,200		
	65	318,700	330,200	347,000	395,200	443,400	456,900	476,400		
	66	319,200	331,000	348,100	396,600	443,800	457,200	476,700		
	67	319,600	331,800	349,200	397,900	444,300	457,500	477,000		
	68	320,000	332,600	350,400	399,300	444,800	457,700	477,300		
	69	320,500	333,500	351,500	400,400	445,300	457,900	477,500		
	70	320,900	334,400	352,600	401,600	445,800	458,200	477,800		
	71	321,300	335,300	353,800	402,800	446,400	458,500	478,100		
	72	321,800	336,200	355,000	404,000	446,900	458,700	478,400		
	73	322,300	336,900	355,700	405,300	447,300	458,900	478,600		
	74	322,800	337,800	357,000	406,500	447,900	459,200			
	75	323,400	338,700	358,300	407,700	448,300	459,500			
	76	323,800	339,500	359,600	408,800	448,500	459,700			
	77	324,300	340,200	360,800	409,900	448,800	459,900			
	78	324,800	341,100	362,200	411,100	449,300	460,200			
	79	325,400	342,000	363,600	412,200	449,600	460,500			
	80	326,000	343,000	365,000	413,400	449,900	460,700			
	81	326,500	343,900	366,300	414,500	450,200	460,900			
	82	327,100	344,800	367,900	415,100	450,600	461,200			
	83	327,800	345,700	369,400	415,600	451,000	461,500			
	84	328,400	346,700	370,900	416,100	451,400	461,700			
	85	329,000	347,600	372,300	416,700	451,700	461,900			
	86	329,600	348,600	373,800	417,300					
	87	330,300	349,600	375,300	417,900					
	88	331,000	350,600	376,700	418,500					
	89	331,700	351,500	378,000	418,800					
	90	332,300	352,800	379,200	419,300					
	91	333,000	354,000	380,400	419,800					
	92	333,700	355,200	381,700	420,300					
	93	334,200	356,400	383,000	420,700					
	94	334,900	357,700	384,500	421,100					
	95	335,800	358,900	386,000	421,600					
	96	336,600	360,100	387,400	422,100					
	97	337,300	361,300	388,700	422,500					
	98	338,100	362,600	389,900	423,000					
	99	338,900	363,800	391,000	423,500					
	100	339,700	365,000	392,200	423,900					
	101	340,600	366,400	393,300	424,200					
	102	341,600	367,300	394,400	424,600					
	103	342,600	368,300	395,500	425,000					
	104	343,500	369,400	396,600	425,300					

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	344,300	370,500	397,800	425,600					
	106	344,900	371,600	398,300	426,100					
	107	345,500	372,600	398,900	426,600					
	108	346,100	373,600	399,500	427,100					
	109	346,600	374,800	400,100	427,400					
	110	347,100	375,800	400,600	427,900					
	111	347,500	376,800	401,000	428,400					
	112	348,000	377,700	401,500	428,900					
	113	348,800	378,600	401,900	429,200					
	114	349,400	379,500	402,300	429,700					
	115	350,100	380,400	402,800	430,200					
	116	350,700	381,400	403,300	430,700					
	117	351,300	382,400	403,700	431,100					
	118	352,000	382,800	404,200	431,600					
	119	352,700	383,400	404,800	432,000					
	120	353,400	384,000	405,300	432,500					
	121	354,000	384,300	405,500	432,900					
	122	354,300	384,700	406,000						
	123	354,800	385,100	406,500						
	124	355,300	385,500	406,900						
	125	355,600	385,900	407,400						
	126		386,300	407,900						
	127		386,700	408,400						
	128		387,100	408,900						
	129		387,500	409,200						
	130		387,900	409,700						
	131		388,300	410,200						
	132		388,700	410,700						
	133		388,900	411,000						
	134		389,400	411,500						
	135		389,700	411,900						
	136		390,000	412,300						
	137		390,300	412,600						
	138		390,700	413,000						
	139		391,200	413,500						
	140		391,700	414,000						
	141		392,000	414,300						
	142		392,500							
	143		393,000							
	144		393,500							
	145		393,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		283,300	296,300	301,200	336,500	355,300	371,000	396,700	435,400	470,800

備考 この表は、警察官の職にある職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	229,600	277,000	350,700	409,600	485,800
	2	232,000	278,400	352,600	411,100	487,600
	3	234,400	279,800	354,500	412,600	489,400
	4	236,700	281,200	356,300	414,100	491,200
	5	238,900	282,600	358,000	415,600	492,900
	6	241,300	283,800	359,900	417,000	494,600
	7	243,500	285,000	361,800	418,500	496,500
	8	245,700	286,200	363,600	419,900	498,300
	9	247,900	287,500	365,500	421,200	500,000
	10	250,100	288,600	367,500	422,600	501,600
	11	252,300	289,700	369,400	424,100	503,300
	12	254,600	290,900	371,200	425,600	504,800
	13	256,800	292,200	373,000	426,900	506,300
	14	258,900	293,900	374,700	428,400	507,600
	15	261,000	295,600	376,300	429,900	509,000
	16	263,100	297,300	377,900	431,400	510,300
	17	265,200	299,000	379,500	432,800	511,500
	18	267,000	301,000	380,900	434,400	512,100
	19	268,700	303,200	382,200	436,000	512,700
	20	270,400	305,500	383,400	437,500	513,400
	21	272,100	307,700	384,800	438,700	514,000
	22	273,400	309,900	386,400	440,100	
	23	274,700	312,200	388,000	441,500	
	24	275,900	314,400	389,500	442,800	
	25	277,100	316,500	391,000	444,400	
	26	278,300	318,400	392,700	445,800	
	27	279,500	320,300	394,300	447,100	
	28	280,700	322,100	395,800	448,500	
	29	281,800	324,000	397,400	449,900	
	30	282,800	325,900	399,000	451,200	
	31	283,900	327,700	400,600	452,700	
	32	284,900	329,400	402,200	454,200	
	33	286,000	331,100	403,800	455,800	
	34	287,100	332,900	405,400	457,200	
	35	288,300	334,600	406,900	458,800	
	36	289,600	336,300	408,400	460,300	
	37	290,800	338,000	409,900	462,000	
	38	291,900	339,800	411,400	463,500	
	39	293,100	341,600	412,900	465,100	
	40	294,200	343,300	414,300	466,700	
	41	295,500	344,700	415,600	468,200	
	42	296,500	346,600	417,100	469,700	
	43	297,500	348,400	418,500	470,900	
	44	298,400	350,100	419,900	472,100	

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	299,000	351,900	421,400	473,300	
	46	299,800	353,800	423,000	474,600	
	47	300,600	355,500	424,600	475,800	
	48	301,400	357,300	426,000	477,000	
	49	302,100	359,100	427,200	478,100	
	50	302,900	360,900	428,600	479,300	
	51	303,600	362,600	430,000	480,500	
	52	304,400	364,300	431,300	481,700	
	53	305,200	366,000	432,500	482,900	
	54	306,000	367,400	433,700	484,100	
	55	306,700	368,800	435,000	485,300	
	56	307,500	370,300	436,300	486,500	
	57	308,200	371,900	437,600	487,600	
	58	308,800	373,500	438,900	488,200	
	59	309,600	375,000	440,300	488,700	
	60	310,400	376,600	441,500	489,200	
	61	311,100	378,200	442,700	489,700	
	62	311,700	379,800	444,100		
	63	312,500	381,400	445,500		
	64	313,100	382,900	446,800		
	65	314,100	384,500	448,000		
	66	314,900	386,100	449,200		
	67	315,600	387,700	450,500		
	68	316,300	389,200	451,900		
	69	317,000	390,700	453,200		
	70	317,700	392,300	454,400		
	71	318,400	393,700	455,400		
	72	319,100	395,200	456,600		
	73	319,800	396,700	457,800		
	74	320,500	398,300	458,900		
	75	321,200	399,900	460,100		
	76	321,800	401,400	461,100		
	77	322,400	402,800	462,200		
	78	323,100	404,200	463,200		
	79	323,800	405,600	464,200		
	80	324,400	406,900	465,200		
	81	325,000	408,200	466,100		
	82	325,600	409,600	466,900		
	83	326,300	410,900	467,700		
	84	327,000	412,200	468,500		
	85	327,700	413,300	469,200		
86	328,500	414,700	469,600			
87	329,200	416,000	470,000			
88	329,800	417,300	470,400			
89	330,500	418,500	470,800			
90	331,300	419,800	471,100			
91	332,000	420,900	471,400			
92	332,800	422,100	471,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	93	333,300	423,300	471,900		
	94	334,000	424,400	472,200		
	95	334,700	425,600	472,500		
	96	335,400	426,800	472,700		
	97	336,000	428,200	472,900		
	98	336,600	429,200	473,200		
	99	337,400	430,200	473,500		
	100	338,100	431,200	473,700		
	101	338,900	432,100	473,900		
	102	339,700	433,100	474,200		
	103	340,600	434,200	474,500		
	104	341,400	435,300	474,700		
	105	342,000	436,000	474,900		
	106	342,800	436,900			
	107	343,600	437,800			
	108	344,400	438,700			
	109	345,000	439,500			
	110	345,400	440,300			
	111	345,700	441,100			
	112	346,200	441,900			
	113	346,700	442,500			
	114	347,100	443,200			
	115	347,500	443,900			
	116	347,900	444,600			
	117	348,400	445,200			
	118	348,900	445,700			
	119	349,300	446,000			
	120	349,800	446,300			
	121	350,300	446,600			
	122	350,700	446,900			
	123	351,100	447,200			
	124	351,600	447,400			
	125	352,100	447,600			
	126	352,400	447,900			
	127	352,700	448,200			
	128	353,000	448,400			
	129	353,200	448,600			
	130	353,500	448,900			
	131	353,800	449,200			
	132	354,000	449,400			
	133	354,200	449,600			
	134	354,400	449,900			
	135	354,600	450,200			
	136	354,900	450,400			
	137	355,200	450,600			
	138	355,400	450,900			
	139	355,700	451,200			
	140	356,000	451,400			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141	356,200	451,600			
	142	356,400	451,900			
	143	356,700	452,200			
	144	356,900	452,400			
	145	357,200	452,600			
	146	357,400				
	147	357,700				
	148	358,000				
	149	358,200				
	150	358,400				
	151	358,700				
	152	359,000				
	153	359,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		274,600	319,500	352,100	383,000	478,000

備考

- この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円を、それぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	229,600	251,100	350,700	381,100	468,400
	2	232,000	253,500	352,600	382,600	469,700
	3	234,400	255,900	354,500	384,200	470,900
	4	236,700	258,400	356,300	385,700	472,200
	5	238,900	260,900	358,000	387,100	473,300
	6	241,300	263,300	359,900	388,500	474,400
	7	243,500	265,700	361,800	389,800	475,600
	8	245,700	268,200	363,600	391,200	476,900
	9	247,900	270,600	365,500	392,700	478,200
	10	250,100	272,200	367,500	394,000	479,400
	11	252,300	273,800	369,400	395,400	480,500
	12	254,600	275,400	371,200	396,700	481,600
	13	256,800	277,000	373,000	398,100	482,800
	14	258,900	278,400	374,700	399,400	483,600
	15	261,000	279,800	376,300	400,600	484,400
	16	263,100	281,200	377,900	401,800	485,300
	17	265,200	282,600	379,500	402,800	486,200
	18	267,000	283,800	380,900	404,100	486,600
	19	268,700	285,000	382,200	405,400	487,100
	20	270,400	286,200	383,400	406,500	487,600
	21	272,100	287,500	384,800	407,500	488,100
	22	273,400	288,600	386,200	408,700	
	23	274,700	289,700	387,600	409,900	
	24	275,900	290,900	388,900	411,000	
	25	277,100	292,200	390,200	412,000	
	26	278,200	293,900	391,700	413,100	
	27	279,300	295,600	393,100	414,200	
	28	280,400	297,300	394,400	415,300	
	29	281,600	299,000	395,600	416,400	
	30	282,700	301,000	397,000	417,600	
	31	283,800	303,200	398,300	418,700	
	32	284,800	305,500	399,600	419,800	
	33	285,900	307,700	400,900	420,800	
	34	286,900	309,900	402,000	421,900	
	35	287,900	312,200	403,100	423,100	
	36	289,000	314,400	404,300	424,300	
	37	290,200	316,500	405,500	425,400	
	38	291,100	318,400	406,600	426,700	
	39	292,100	320,300	407,800	427,800	
	40	293,200	322,100	408,900	428,900	
	41	294,400	324,000	410,000	430,000	
	42	295,500	325,900	411,100	431,300	
	43	296,600	327,700	412,300	432,300	
	44	297,700	329,400	413,400	433,400	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	45	298,600	331,100	414,500	434,600	
	46	299,400	332,900	415,700	435,800	
	47	300,200	334,600	416,900	437,000	
	48	301,000	336,300	418,000	438,200	
	49	301,600	338,000	418,900	439,300	
	50	302,400	339,800	420,100	440,300	
	51	303,100	341,600	421,100	441,600	
	52	303,800	343,300	422,200	442,800	
	53	304,600	344,700	423,000	444,000	
	54	305,400	346,600	424,100	445,100	
	55	306,000	348,400	425,100	446,200	
	56	306,700	350,100	426,100	447,300	
	57	307,400	351,900	427,200	448,300	
	58	308,200	353,800	428,200	449,500	
	59	309,000	355,500	429,300	450,700	
	60	309,600	357,300	430,400	451,900	
	61	310,200	359,100	431,400	452,500	
	62	310,900	360,900	432,500	453,300	
	63	311,600	362,600	433,600	454,000	
	64	312,100	364,300	434,600	454,500	
	65	312,800	366,000	435,500	454,800	
	66	313,500	367,400	436,400	455,100	
	67	314,100	368,800	437,400	455,500	
	68	314,700	370,300	438,400	455,900	
	69	315,400	371,900	439,200	456,200	
	70	316,100	373,400	440,000	456,600	
	71	316,700	374,900	440,700	456,900	
	72	317,400	376,400	441,500	457,200	
	73	317,900	377,800	442,200	457,500	
	74	318,600	379,400	442,800	457,800	
	75	319,300	380,900	443,500	458,100	
	76	319,800	382,300	444,200	458,400	
	77	320,400	383,700	444,800	458,600	
	78	321,100	385,200	445,500	458,900	
	79	321,700	386,700	446,000	459,200	
	80	322,300	388,300	446,600	459,400	
	81	322,800	389,600	447,000	459,600	
	82	323,400	390,900	447,400		
	83	324,000	392,200	447,700		
	84	324,600	393,400	447,900		
	85	325,000	394,500	448,100		
	86	325,400	395,700	448,400		
	87	325,900	396,700	448,700		
	88	326,400	397,800	448,900		
	89	326,800	398,800	449,100		
	90	327,200	399,900	449,400		
	91	327,600	401,000	449,700		
	92	328,000	402,000	449,900		

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	328,300	403,100	450,100		
	94	328,700	404,200	450,400		
	95	329,100	405,200	450,700		
	96	329,400	406,300	450,900		
	97	329,700	407,300	451,100		
	98	330,100	408,300	451,400		
	99	330,400	409,200	451,700		
	100	330,700	410,100	451,900		
	101	331,100	410,900	452,100		
	102	331,400	411,900	452,400		
	103	331,700	412,700	452,700		
	104	332,000	413,600	452,900		
	105	332,200	414,400	453,100		
	106	332,500	415,300			
	107	332,800	416,200			
	108	333,000	417,100			
	109	333,200	417,900			
	110	333,400	418,900			
	111	333,700	419,800			
	112	334,000	420,700			
定年	113	334,200	421,300			
前再	114	334,400	422,200			
任用	115	334,600	423,100			
短時	116	334,900	424,000			
間勤	117	335,200	424,800			
務職	118	335,400	425,500			
員以	119	335,700	426,300			
外の	120	336,000	427,100			
職員	121	336,200	427,700			
	122	336,400	428,400			
	123	336,600	429,100			
	124	336,900	429,700			
	125	337,200	430,300			
	126		431,000			
	127		431,500			
	128		432,100			
	129		432,700			
	130		433,300			
	131		433,800			
	132		434,300			
	133		434,600			
	134		434,900			
	135		435,100			
	136		435,400			
	137		435,700			
	138		436,000			
	139		436,300			
	140		436,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		436,900			
	142		437,200			
	143		437,500			
	144		437,800			
	145		438,000			
	146		438,300			
	147		438,600			
	148		438,800			
	149		439,000			
	150		439,300			
	151		439,600			
	152		439,800			
	153		440,000			
	154		440,300			
	155		440,600			
	156		440,800			
	157		441,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		265,500	316,400	347,300	376,400	466,700

備考

- この表は、中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに中等教育学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

ハ 小学校・中学校教育職員給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	229,600	251,100	350,700	381,100	468,400
	2	232,000	253,500	352,600	382,600	469,700
	3	234,400	255,900	354,500	384,200	470,900
	4	236,700	258,400	356,300	385,700	472,200
	5	238,900	260,900	358,000	387,100	473,300
	6	241,300	263,300	359,900	388,500	474,400
	7	243,500	265,700	361,800	389,800	475,600
	8	245,700	268,200	363,600	391,200	476,900
	9	247,900	270,600	365,500	392,700	478,200
	10	250,100	272,200	367,500	394,000	479,400
	11	252,300	273,800	369,400	395,400	480,500
	12	254,600	275,400	371,200	396,700	481,600
	13	256,800	277,000	373,000	398,100	482,800
	14	258,900	278,400	374,700	399,400	483,600
	15	261,000	279,800	376,300	400,600	484,400
	16	263,100	281,200	377,900	401,800	485,300
	17	265,200	282,600	379,500	402,800	486,200
	18	267,000	283,800	380,900	404,100	486,600
	19	268,700	285,000	382,200	405,400	487,100
	20	270,400	286,200	383,400	406,500	487,600
	21	272,100	287,500	384,800	407,500	488,100
	22	273,400	288,600	386,200	408,700	
	23	274,700	289,700	387,600	409,900	
	24	275,900	290,900	388,900	411,000	
	25	277,100	292,200	390,200	412,000	
	26	278,200	293,900	391,700	413,100	
	27	279,300	295,600	393,100	414,200	
	28	280,400	297,300	394,400	415,300	
	29	281,600	299,000	395,600	416,400	
	30	282,700	301,000	397,000	417,600	
	31	283,800	303,200	398,300	418,700	
	32	284,800	305,500	399,600	419,800	
	33	285,900	307,700	400,900	420,800	
	34	286,900	309,900	402,000	421,900	
	35	287,900	312,200	403,100	423,100	
	36	289,000	314,400	404,300	424,300	
	37	290,200	316,500	405,500	425,400	
	38	291,100	318,400	406,600	426,700	
	39	292,100	320,300	407,800	427,800	
	40	293,200	322,100	408,900	428,900	
	41	294,400	324,000	410,000	430,000	
	42	295,500	325,900	411,100	431,300	
	43	296,600	327,700	412,300	432,300	
	44	297,700	329,400	413,400	433,400	

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	45	298,600	331,100	414,500	434,600	
	46	299,400	332,900	415,700	435,800	
	47	300,200	334,600	416,900	437,000	
	48	301,000	336,300	418,000	438,200	
	49	301,600	338,000	418,900	439,300	
	50	302,400	339,800	420,100	440,300	
	51	303,100	341,600	421,100	441,600	
	52	303,800	343,300	422,200	442,800	
	53	304,600	344,700	423,000	444,000	
	54	305,400	346,600	424,100	445,100	
	55	306,000	348,400	425,100	446,200	
	56	306,700	350,100	426,100	447,300	
	57	307,400	351,900	427,200	448,300	
	58	308,200	353,800	428,200	449,500	
	59	309,000	355,500	429,300	450,700	
	60	309,600	357,300	430,400	451,900	
	61	310,200	359,100	431,400	452,500	
	62	310,900	360,900	432,500	453,300	
	63	311,600	362,600	433,600	454,000	
	64	312,100	364,300	434,600	454,500	
	65	312,800	366,000	435,500	454,800	
	66	313,500	367,400	436,400	455,100	
	67	314,100	368,800	437,400	455,500	
	68	314,700	370,300	438,400	455,900	
	69	315,400	371,900	439,200	456,200	
	70	316,100	373,400	440,000	456,600	
	71	316,700	374,900	440,700	456,900	
	72	317,400	376,400	441,500	457,200	
	73	317,900	377,800	442,200	457,500	
	74	318,600	379,400	442,800	457,800	
	75	319,300	380,900	443,500	458,100	
	76	319,800	382,300	444,200	458,400	
	77	320,400	383,700	444,800	458,600	
	78	321,100	385,200	445,500	458,900	
	79	321,700	386,700	446,000	459,200	
	80	322,300	388,300	446,600	459,400	
	81	322,800	389,600	447,000	459,600	
	82	323,400	390,900	447,400		
	83	324,000	392,200	447,700		
	84	324,600	393,400	447,900		
	85	325,000	394,500	448,100		
	86	325,400	395,700	448,400		
	87	325,900	396,700	448,700		
	88	326,400	397,800	448,900		
	89	326,800	398,800	449,100		
	90	327,200	399,900	449,400		
	91	327,600	401,000	449,700		
	92	328,000	402,000	449,900		

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	328,300	403,100	450,100		
	94	328,700	404,200	450,400		
	95	329,100	405,200	450,700		
	96	329,400	406,300	450,900		
	97	329,700	407,300	451,100		
	98	330,100	408,300	451,400		
	99	330,400	409,200	451,700		
	100	330,700	410,100	451,900		
	101	331,100	410,900	452,100		
	102	331,400	411,900	452,400		
	103	331,700	412,700	452,700		
	104	332,000	413,600	452,900		
	105	332,200	414,400	453,100		
	106	332,500	415,300			
	107	332,800	416,200			
	108	333,000	417,100			
	109	333,200	417,900			
	110	333,400	418,900			
	111	333,700	419,800			
	112	334,000	420,700			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	334,200	421,300			
	114	334,400	422,200			
	115	334,600	423,100			
	116	334,900	424,000			
	117	335,200	424,800			
	118	335,400	425,500			
	119	335,700	426,300			
	120	336,000	427,100			
	121	336,200	427,700			
	122	336,400	428,400			
	123	336,600	429,100			
	124	336,900	429,700			
	125	337,200	430,300			
	126		431,000			
	127		431,500			
	128		432,100			
	129		432,700			
	130		433,300			
	131		433,800			
	132		434,300			
	133		434,600			
	134		434,900			
	135		435,100			
	136		435,400			
	137		435,700			
	138		436,000			
	139		436,300			
	140		436,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	141		436,900			
	142		437,200			
	143		437,500			
	144		437,800			
	145		438,000			
	146		438,300			
	147		438,600			
	148		438,800			
	149		439,000			
	150		439,300			
	151		439,600			
	152		439,800			
	153		440,000			
	154		440,300			
	155		440,600			
	156		440,800			
	157		441,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		265,500	316,400	347,300	376,400	466,700

備考

- この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、その等級が4級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円を、それぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,000	263,200	357,000	408,300	482,800
	2	213,100	267,500	359,000	409,700	493,000
	3	214,300	270,300	361,000	411,100	502,700
	4	215,400	273,100	362,900	412,500	512,600
	5	216,500	275,700	364,900	413,900	522,500
	6	218,700	277,500	366,900	415,300	532,500
	7	220,800	279,000	368,900	416,600	541,200
	8	222,900	280,500	370,800	418,000	549,100
	9	225,000	282,000	372,700	419,400	556,900
	10	227,100	284,000	374,300	420,900	564,000
	11	229,100	286,000	375,900	422,300	569,300
	12	231,100	287,900	377,500	423,700	573,800
	13	233,100	289,900	379,100	424,900	576,800
	14	235,000	292,100	380,200	426,400	578,800
	15	236,900	294,300	381,200	427,900	
	16	238,700	296,500	382,200	429,400	
	17	240,400	298,700	383,500	430,900	
	18	242,200	301,000	384,700	432,500	
	19	244,000	303,400	385,900	434,100	
	20	245,800	305,800	387,100	435,800	
	21	247,700	308,100	388,300	437,000	
	22	249,500	310,300	389,500	438,400	
	23	251,200	312,400	390,600	439,800	
	24	252,900	314,500	391,600	441,100	
	25	254,600	316,600	392,700	442,400	
	26	256,700	318,500	393,700	443,700	
	27	258,600	320,400	394,600	445,200	
	28	260,500	322,300	395,600	446,700	
	29	262,400	324,200	396,500	447,900	
	30	263,600	325,700	397,200	449,100	
	31	264,700	327,300	398,000	450,700	
	32	265,800	328,800	398,700	452,200	
	33	267,200	330,300	399,300	453,500	
	34	268,500	331,800	400,000	454,900	
	35	269,900	333,300	400,700	456,300	
	36	271,300	334,800	401,500	457,700	
	37	272,700	336,200	402,200	459,100	
	38	274,200	337,200	402,900	460,500	
	39	275,700	338,100	403,700	461,900	
	40	277,300	338,900	404,400	463,300	
	41	278,700	339,600	405,200	464,400	
	42	280,000	340,100	406,300	465,700	
	43	281,400	340,600	407,500	467,100	
	44	282,800	341,000	408,700	468,400	
	45	284,300	341,400	409,400	469,200	
	46	285,600	341,900	410,400	470,000	
	47	286,900	342,400	411,200	470,900	
	48	288,100	342,800	411,900	471,800	

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	289,300 円	343,200 円	412,600 円	472,600 円	円
	50	290,400	343,600	413,300	473,400	
	51	291,500	344,000	413,900	474,000	
	52	292,600	344,500	414,500	474,800	
	53	293,600	344,900	415,100	475,200	
	54	294,700	345,300	415,800	475,800	
	55	295,700	345,700	416,600	476,300	
	56	296,700	346,100	417,400	476,800	
	57	297,700	346,500	418,000	477,300	
	58	298,400	346,800	418,800		
	59	298,900	347,200	419,500		
	60	299,500	347,600	420,200		
	61	300,100	348,000	420,800		
	62	300,700	348,500	421,500		
	63	301,300	349,100	422,100		
	64	301,900	349,600	422,800		
	65	302,500	350,000	423,500		
	66	303,000	350,600	424,100		
	67	303,600	351,100	424,700		
	68	304,100	351,700	425,400		
	69	304,700	352,200	426,100		
	70	305,400	352,700	426,600		
	71	306,000	353,100	427,200		
	72	306,600	353,700	427,800		
	73	307,300	354,200	428,300		
	74	307,900	354,700	428,900		
	75	308,500	355,300	429,500		
	76	309,200	356,000	430,000		
	77	309,900	356,600	430,500		
	78	310,600	357,000	431,000		
	79	311,300	357,700	431,500		
	80	311,800	358,400	432,200		
	81	312,400	359,000	432,600		
	82	313,100	359,700			
	83	313,800	360,300			
	84	314,400	360,900			
	85	314,900	361,400			
	86	315,600	361,900			
	87	316,300	362,300			
	88	316,900	362,600			
	89	317,400	362,900			
	90	318,000	363,400			
	91	318,700	363,700			
	92	319,300	364,100			
	93	319,900	364,400			
	94	320,400	364,700			
	95	321,000	365,100			
	96	321,500	365,500			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	97	321,800	366,000			
	98	322,200	366,500			
	99	322,600	367,000			
	100	323,100	367,500			
	101	323,500	368,000			
	102	323,800	368,500			
	103	324,100	368,900			
	104	324,400	369,400			
	105	324,800	369,800			
	106	325,100	370,200			
	107	325,500	370,700			
	108	325,800	371,100			
	109	326,000	371,600			
	110	326,400	372,000			
	111	326,700	372,400			
	112	326,900	372,800			
	113	327,200	373,300			
	114	327,500	373,700			
	115	327,800	374,100			
	116	328,100	374,500			
	117	328,300	375,000			
	118	328,600	375,400			
	119	328,800	375,800			
	120	329,100	376,200			
	121	329,400	376,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		256,200	302,600	330,600	377,700	441,900

備考 この表は、人事委員会規則で定める試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	323,900	436,700	493,500	590,600
	2	326,300	439,400	495,500	596,700
	3	328,600	442,100	497,400	601,800
	4	330,800	444,700	499,300	606,500
	5	333,000	447,200	500,800	610,800
	6	336,500	449,400	502,500	615,100
	7	340,000	451,400	504,300	618,500
	8	343,500	453,500	506,100	621,400
	9	347,100	455,600	507,900	623,900
	10	350,600	457,200	509,600	626,200
	11	354,100	458,800	511,400	
	12	357,600	460,400	513,200	
	13	361,100	462,000	515,000	
	14	364,600	463,500	516,700	
	15	368,100	465,000	518,500	
	16	371,600	466,400	520,300	
	17	375,000	467,800	522,100	
	18	378,200	469,300	524,000	
	19	381,500	470,800	525,900	
	20	384,700	472,200	527,800	
	21	388,000	473,500	529,700	
	22	391,300	475,000	531,400	
	23	394,500	476,400	533,200	
	24	397,600	477,800	535,000	
	25	400,800	479,200	536,600	
	26	403,200	480,600	538,400	
	27	405,600	481,900	540,200	
	28	407,800	483,200	541,700	
	29	409,800	484,600	543,100	
	30	411,500	485,900	544,800	
	31	413,200	487,300	546,600	
	32	415,000	488,700	548,300	
	33	416,800	490,000	549,800	
	34	418,600	491,300	551,100	
	35	420,200	492,600	552,400	
	36	421,700	494,000	553,700	
	37	423,200	495,400	554,700	
	38	424,600	497,000	556,000	
	39	426,000	498,600	557,300	
	40	427,400	500,100	558,600	
	41	428,900	501,700	559,600	
	42	429,700	502,900	560,400	
	43	430,400	503,900	561,200	
	44	431,100	504,900	562,000	
	45	431,900	505,700	562,900	
	46	432,500	506,600	563,700	
	47	433,100	507,500	564,500	
	48	433,600	508,300	565,200	
	49	434,100	509,000	566,000	
	50	434,500	509,700	566,800	
	51	435,000	510,400	567,500	
	52	435,400	511,000	568,400	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	53	435,800 円	511,600 円	569,300 円	
	54	436,100	512,300	570,100	
	55	436,400	512,900	571,000	
	56	436,800	513,500	571,900	
	57	437,100	513,800	572,700	
	58	437,400	514,400	573,500	
	59	437,700	515,000	574,300	
	60	438,000	515,700	575,000	
	61	438,400	516,100	575,800	
	62	438,700	516,700	576,700	
	63	439,000	517,400	577,600	
	64	439,300	518,100	578,500	
	65	439,600	518,500	579,300	
	66		519,100	580,200	
	67		519,700	581,100	
	68		520,200	582,000	
	69		520,700	582,800	
	70		521,200	583,700	
	71		521,700	584,600	
	72		522,200	585,500	
	73		522,600	586,300	
	74		523,100		
	75		523,500		
	76		523,900		
	77		524,400		
	78		525,000		
	79		525,500		
	80		525,900		
	81		526,400		
	82		527,000		
	83		527,600		
	84		528,100		
	85		528,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		345,900	392,600	452,900	534,600

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

口 医療職給料表(二)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	221,000	260,100	295,000	314,200	348,100	395,500	451,100	518,000
	2	223,200	261,400	295,800	315,000	349,600	397,200	453,100	519,400
	3	225,300	262,700	296,500	315,700	351,100	398,800	455,100	520,700
	4	227,400	264,000	297,300	316,400	352,500	400,400	457,000	522,000
	5	229,400	265,200	298,100	317,200	354,000	401,900	458,800	523,300
	6	231,400	266,300	298,900	317,900	355,600	403,500	460,500	524,700
	7	233,400	267,300	299,700	318,600	357,200	405,100	462,100	526,100
	8	235,300	268,200	300,400	319,300	358,700	406,700	463,600	527,300
	9	237,100	269,300	301,100	320,100	360,200	408,300	465,100	528,700
	10	239,000	270,400	301,900	320,800	361,800	410,300	466,400	530,000
	11	240,900	271,500	302,700	321,600	363,400	412,300	467,700	531,400
	12	243,000	272,700	303,500	322,200	364,900	414,300	469,000	532,800
	13	244,700	273,900	304,300	322,800	366,400	415,700	470,300	534,200
	14	246,700	275,100	305,100	323,900	368,000	417,400	471,500	535,300
	15	248,900	276,300	305,800	325,100	369,600	419,100	472,700	536,400
	16	251,000	277,400	306,600	326,400	371,200	420,800	473,800	537,600
	17	253,100	278,400	307,400	327,600	372,700	422,500	475,000	538,700
	18	254,200	279,400	308,300	328,800	374,200	424,000	476,100	539,600
	19	255,200	280,500	309,100	329,900	375,800	425,500	477,300	540,500
	20	256,200	281,500	309,800	331,100	377,300	427,000	478,500	541,400
	21	257,300	282,600	310,600	332,400	378,600	428,300	479,600	542,400
	22	258,100	283,500	311,500	333,600	380,100	429,600	480,400	
	23	259,000	284,300	312,400	334,800	381,600	430,900	480,800	
	24	259,800	285,100	313,100	336,000	383,000	432,000	481,500	
	25	260,700	285,900	313,800	337,200	384,400	433,100	482,000	
	26	261,600	286,700	314,700	338,400	385,900	434,200	482,400	
	27	262,500	287,500	315,600	339,600	387,400	435,300	482,800	
	28	263,400	288,300	316,400	340,800	388,800	436,400	483,200	
	29	264,200	289,000	317,200	342,100	390,200	437,200	483,600	
	30	265,000	289,800	318,200	343,300	391,800	438,000	484,000	
	31	265,700	290,600	319,200	344,600	393,200	438,700	484,300	
	32	266,500	291,400	320,200	345,800	394,700	439,500	484,600	
	33	267,200	292,200	321,200	347,000	395,900	439,900	484,900	
	34	267,800	293,000	322,300	348,100	397,000	440,500	485,200	
	35	268,400	293,600	323,400	349,300	398,200	441,000	485,500	
	36	269,100	294,400	324,300	350,500	399,300	441,400	485,800	
	37	269,800	295,300	325,300	351,800	400,300	441,800	486,100	
	38	270,400	296,100	326,400	353,000	401,100	442,000		
	39	271,000	296,900	327,500	354,200	402,000	442,300		
	40	271,500	297,600	328,500	355,300	403,100	442,600		
	41	272,000	298,300	329,500	356,200	404,100	442,900		
	42	272,600	299,100	330,700	357,400	405,100	443,200		
	43	273,200	299,900	331,900	358,500	406,100	443,500		
	44	273,700	300,600	333,000	359,600	407,000	443,800		
	45	274,100	301,300	334,000	360,500	407,800	444,000		
	46	274,700	302,100	335,100	361,400	408,600	444,300		
	47	275,100	302,900	336,200	362,400	409,500	444,600		
	48	275,500	303,600	337,300	363,300	410,300	444,900		
	49	275,900	304,300	338,400	364,200	410,800	445,100		
	50	276,400	305,100	339,400	365,100	411,600	445,300		
	51	276,900	305,700	340,400	366,100	412,400	445,600		
	52	277,400	306,400	341,500	367,000	413,200	445,900		
	53	277,700	307,100	342,500	367,500	413,600	446,100		
	54	278,000	307,800	343,400	368,400	414,300			
	55	278,300	308,500	344,300	369,100	415,000			
	56	278,600	309,100	345,300	370,000	415,600			

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	57	278,900	309,800	346,200	370,700	416,000			
	58	279,200	310,600	347,000	371,000	416,500			
	59	279,500	311,300	348,000	371,400	417,100			
	60	279,800	311,900	348,900	372,000	417,700			
	61	280,100	312,400	349,800	372,600	418,100			
	62	280,400	313,100	350,500	373,300	418,600			
	63	280,700	313,800	351,200	374,000	419,100			
	64	281,000	314,400	351,800	374,600	419,600			
	65	281,300	314,900	352,400	375,300	420,200			
	66	281,600	315,500	353,100	375,800	420,700			
	67	281,900	316,200	353,700	376,400	421,300			
	68	282,200	316,900	354,300	377,000	421,900			
	69	282,500	317,500	354,900	377,300	422,400			
	70	282,800	318,000	355,100	377,800	422,900			
	71	283,100	318,600	355,500	378,200	423,300			
	72	283,300	319,100	356,000	378,700	423,700			
	73	283,500	319,700	356,600	379,200	424,000			
	74	283,800	320,100	357,100	379,700	424,500			
	75	284,100	320,400	357,600	380,200	424,900			
	76	284,300	320,700	358,000	380,600	425,300			
	77	284,500	321,000	358,600	380,900	425,700			
	78	284,800	321,300	359,100	381,200				
	79	285,100	321,500	359,500	381,400				
	80	285,300	321,800	360,000	381,700				
	81	285,500	322,100	360,500	382,200				
	82	285,800	322,300	360,800	382,500				
	83	286,100	322,600	361,000	382,800				
	84	286,300	322,900	361,300	383,100				
	85	286,500	323,100	361,700	383,500				
	86		323,300	362,100	383,800				
	87		323,500	362,400	384,100				
	88		323,700	362,700	384,400				
	89		324,100	363,000	384,800				
	90		324,300	363,200	385,100				
	91		324,500	363,600	385,300				
	92		324,700	363,900	385,600				
	93		325,100	364,100	385,900				
	94		325,300	364,400	386,300				
	95		325,500	364,700	386,700				
	96		325,800	364,900	387,100				
	97		326,100	365,100	387,600				
	98		326,300	365,400	388,000				
	99		326,500	365,700	388,400				
	100		326,800	365,900	388,800				
	101		327,100	366,100	389,300				
	102		327,300	366,300					
	103		327,500	366,700					
	104		327,800	366,900					
	105		328,100	367,100					
	106			367,400					
	107			367,800					
	108			368,200					
	109			368,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		230,200	258,000	289,500	304,700	333,400	379,000	425,000	494,400

備考 この表は、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療エックス線技師及び歯科衛生士その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	238,900	272,100	311,100	324,600	348,700	392,600	448,800
	2	240,800	274,200	311,600	325,100	349,700	394,400	451,000
	3	242,600	276,400	312,100	325,600	350,700	396,100	453,200
	4	244,300	278,600	312,600	326,100	351,700	397,900	455,400
	5	246,000	280,800	313,000	326,600	352,800	399,800	457,400
	6	247,900	281,800	313,500	327,100	354,000	401,800	459,400
	7	249,800	282,600	314,000	327,700	355,200	403,900	461,200
	8	251,500	283,500	314,400	328,100	356,400	406,000	463,100
	9	253,200	284,300	314,800	328,600	357,400	407,700	464,800
	10	255,100	285,400	315,300	329,100	358,600	409,800	466,400
	11	257,000	286,500	315,800	329,700	359,800	411,900	468,200
	12	258,900	287,400	316,300	330,200	360,900	413,900	469,800
	13	260,700	288,200	316,700	330,600	362,000	415,800	471,100
	14	262,700	288,900	317,200	331,200	363,100	417,400	472,400
	15	264,700	289,600	317,600	331,900	364,300	419,200	474,000
	16	266,700	290,400	318,100	332,500	365,400	421,000	475,600
	17	268,700	291,500	318,600	333,200	366,500	422,700	477,300
	18	270,700	292,400	319,000	334,100	367,600	424,400	478,900
	19	272,800	293,300	319,500	335,000	368,700	426,400	480,400
	20	274,800	294,200	319,900	335,900	369,800	428,100	481,800
	21	276,700	295,200	320,400	336,700	370,900	429,800	482,900
	22	277,900	296,200	320,800	337,700	372,100	431,500	484,200
	23	279,000	297,100	321,300	338,600	373,200	433,300	485,500
	24	280,000	298,100	321,700	339,400	374,300	435,100	487,000
	25	281,100	298,900	322,200	340,200	375,300	436,700	488,000
	26	281,900	299,800	322,800	341,100	376,600	438,400	488,600
	27	282,700	300,700	323,500	342,000	377,900	440,200	489,300
	28	283,500	301,600	324,200	342,900	379,200	442,000	489,900
	29	284,300	302,600	324,900	343,700	380,400	443,500	490,800
	30	285,000	303,300	325,600	344,800	381,900	445,000	491,500
	31	285,700	304,000	326,300	345,900	383,400	446,500	492,300
	32	286,300	304,700	327,100	347,000	384,900	447,800	493,100
	33	287,000	305,300	327,900	348,200	386,100	449,000	493,800
	34	287,600	305,900	328,700	349,200	387,600	450,100	494,500
	35	288,200	306,400	329,400	350,300	389,000	451,300	495,200
	36	288,700	306,800	330,100	351,400	390,400	452,500	496,000
	37	289,200	307,200	330,900	352,500	391,800	453,800	496,800
	38	289,900	307,800	331,700	353,600	392,800	454,900	497,600
	39	290,600	308,300	332,500	354,700	394,200	456,100	498,300
	40	291,300	308,700	333,300	355,800	395,500	457,300	499,000
	41	292,000	309,100	334,000	356,600	396,800	458,500	499,800
	42	292,600	309,600	334,900	357,700	398,200	459,500	
	43	293,300	310,000	335,900	358,800	399,500	460,600	
	44	293,900	310,500	336,800	359,800	400,800	461,700	
	45	294,700	311,000	337,700	360,700	402,300	462,700	
	46	295,400	311,400	338,700	361,600	403,500	463,200	
	47	296,100	311,900	339,700	362,600	404,600	463,700	
	48	296,700	312,300	340,600	363,600	405,800	464,100	
	49	297,200	312,800	341,500	364,800	406,900	464,700	
	50	297,700	313,200	342,400	366,100	407,800	465,200	
	51	298,100	313,700	343,400	367,300	408,800	465,600	
	52	298,500	314,200	344,400	368,500	409,700	466,100	
	53	298,800	314,600	345,200	369,400	410,300	466,600	
	54	299,300	315,000	346,100	370,600	411,100	467,000	
	55	299,700	315,500	347,100	371,700	411,900	467,300	
	56	300,100	315,900	348,000	373,000	412,700	467,600	

職員の区分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	300,500	316,400	348,900	374,000	413,400	468,000	
	58	300,900	317,100	349,800	374,900	414,100		
	59	301,200	317,800	350,800	376,000	414,800		
	60	301,500	318,500	351,700	377,200	415,400		
	61	301,900	319,200	352,600	378,300	416,000		
	62	302,300	320,100	353,700	379,500	416,600		
	63	302,700	321,000	354,900	380,700	417,300		
	64	303,000	321,700	356,100	381,700	417,900		
	65	303,300	322,400	356,800	382,700	418,600		
	66	303,700	323,300	357,900	383,700	419,100		
	67	304,100	324,100	359,000	384,800	419,700		
	68	304,400	324,900	359,900	385,900	420,200		
	69	304,800	325,600	361,000	386,700	420,600		
	70	305,300	326,500	361,700	387,800	421,200		
	71	305,700	327,400	362,800	388,900	421,600		
	72	306,000	328,200	363,900	389,900	421,900		
	73	306,400	329,100	365,000	390,600	422,200		
	74	306,900	329,900	366,200	391,400	422,700		
	75	307,400	330,800	367,300	392,200	423,100		
	76	307,900	331,700	368,400	392,900	423,400		
	77	308,400	332,500	369,500	393,500	423,700		
	78	308,900	333,400	370,600	394,000	424,200		
	79	309,500	334,300	371,600	394,500	424,700		
	80	309,900	335,100	372,700	395,000	425,100		
	81	310,400	335,600	373,600	395,600	425,400		
	82	310,800	336,300	374,600	396,100	425,800		
	83	311,300	337,100	375,500	396,600	426,300		
	84	311,800	337,900	376,500	397,100	426,700		
	85	312,200	338,700	377,400	397,500	427,100		
	86	312,600	339,500	378,200	397,900			
	87	313,100	340,500	379,000	398,500			
	88	313,600	341,500	379,800	399,000			
	89	314,000	342,400	380,400	399,300			
	90	314,500	343,400	381,000	399,800			
	91	315,000	344,400	381,600	400,100			
	92	315,500	345,400	382,200	400,400			
	93	316,000	346,200	382,600	401,000			
	94	316,300	346,900	383,000	401,500			
	95	316,800	347,600	383,500	402,000			
	96	317,300	348,200	383,900	402,500			
	97	317,800	348,600	384,400	403,100			
	98	318,300	348,900	384,800	403,600			
	99	318,700	349,400	385,300	404,100			
	100	319,100	350,000	385,700	404,500			
	101	319,500	350,400	386,000	405,100			
	102	319,900	350,900	386,500	405,600			
	103	320,300	351,500	386,800	406,100			
	104	320,600	352,000	387,100	406,600			
	105	320,900	352,400	387,500	407,200			
	106	321,300	352,900	388,000	407,600			
	107	321,700	353,400	388,500	408,100			
	108	322,000	353,900	389,000	408,600			
	109	322,200	354,300	389,500	409,200			
	110	322,500	354,600	390,000				
	111	322,700	354,900	390,500				
	112	323,000	355,200	390,900				

職員 の区 分	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	113	323,300	355,500	391,300				
	114	323,500	355,900	391,700				
	115	323,800	356,200	392,200				
	116	324,000	356,500	392,700				
	117	324,300	356,700	393,100				
	118	324,500	357,000	393,600				
	119	324,800	357,300	394,100				
	120	325,100	357,500	394,600				
	121	325,400	357,700	394,900				
	122	325,700	358,000					
	123	326,000	358,300					
	124	326,300	358,600					
	125	326,500	358,800					
	126	326,700	359,100					
	127	327,000	359,400					
	128	327,400	359,600					
	129	327,600	359,800					
	130	327,900	360,000					
	131	328,200	360,300					
	132	328,600	360,500					
	133	328,800	360,800					
	134	329,100	361,200					
	135	329,400	361,600					
	136	329,700	362,000					
	137	329,900	362,300					
	138	330,200	362,700					
	139	330,500	363,100					
	140	330,800	363,500					
	141	331,000	363,800					
	142	331,300	364,200					
	143	331,700	364,500					
	144	332,000	364,900					
	145	332,200	365,200					
	146	332,400	365,600					
	147	332,700	366,000					
	148	333,000	366,400					
	149	333,200	366,700					
	150	333,400	367,100					
	151	333,700	367,500					
	152	334,000	367,900					
	153	334,400	368,200					
	154	334,600						
	155	334,800						
	156	335,100						
	157	335,400						
	158	335,700						
	159	336,000						
	160	336,300						
	161	336,700						
	162	337,000						
	163	337,300						
	164	337,600						
	165	338,000						
	166	338,300						
	167	338,600						
	168	338,900						
	169	339,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		276,600	298,800	307,100	318,800	337,200	378,500	426,900

備考 この表は、保健所その他の人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師及び看護師その他の人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	426,000
2	477,000
3	532,000
4	600,000
5	684,000
6	797,000
7	930,000

第1号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	449,000
2	514,000
3	582,000
4	670,000
5	778,000
6	886,000

第2号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,000
2	415,000
3	445,000

給 与 等 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和8年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成	2
第2表 給料表別の平均給与月額等	3
第3表 給料表別、級別の平均給与月額等	4
第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況	6
第5表 給料表別の扶養手当の支給状況	6
第6表 給料表別の地域手当の支給状況	7
第7表 給料表別の住居手当の支給状況	7
第8表 給料表別の通勤手当の支給状況	8
第9表 給料表別の諸手当の支給状況	8
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	10
第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布	27

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	34
第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数	35
第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	35
第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等	36
第15表 民間における初任給の改定状況	50
第16表 民間における給与改定の状況	51
第17表 民間における住宅手当の支給状況	53
第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	53
第19表 民間における特別給の支給状況	54
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54
第21表 民間における定年制の状況	55
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	55

3 公民給与比較関係

第23表 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）	56
第24表 公民給与の比較における対応関係	56

4 生計費関係

令和8年4月の標準生計費	57
第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費	57

1 職員給与関係

令和 8 年職員給与実態調査の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定の趣旨に基づき、岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）等の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与並びに民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける職員

- ・岡山県職員給与条例（昭和 26 年条例第 18 号）
- ・岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和 31 年条例第 65 号）
- ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 35 号）
- ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年条例第 36 号）

3 調査基準日

令和 8 年 4 月 1 日現在

4 調査事項

①職員の経歴等に関する事項

- ア 年齢
- イ 性別
- ウ 最終学歴
- エ 採用年月日
- オ 経験月数
- カ 適用給料表
- キ 級・号給
- ク 職名・職種

②職員の給料・諸手当に関する事項

- ア 給料
- イ 給料の調整額
- ウ 扶養手当
- エ 地域手当
- オ 住居手当
- カ 通勤手当
- キ 管理職手当
- ク 初任給調整手当
- ケ 単身赴任手当
- コ 特殊勤務手当(月額)
- サ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当
- シ へき地手当及びへき地手当に準ずる手当
- ス 寒冷地手当
- セ 義務教育等教員特別手当
- ソ 産業教育手当
- タ 定時制通信教育手当
- チ 農林漁業普及指導手当
- ツ 在宅勤務等手当

第1表 給料表別、性別、学歴別の職員構成

区 分 給料表		計	性 別		学 歴 別			
			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 給 料 表	職 員 数	人 18,025	10,331	7,694	15,638	603	1,780	4
	構 成 比	% 100.0	57.3	42.7	86.8	3.3	9.9	0.0
行 政 職	職 員 数	人 4,688	2,848	1,840	3,686	288	711	3
	構 成 比	% 26.0	60.8	39.2	78.6	6.1	15.2	0.1
公 安 職	職 員 数	人 3,552	3,078	474	2,369	172	1,010	1
	構 成 比	% 19.7	86.7	13.3	66.7	4.8	28.4	0.0
教育職(一)	職 員 数	人 3,164	1,632	1,532	3,048	58	58	-
	構 成 比	% 17.6	51.6	48.4	96.3	1.8	1.8	-
教育職(二)	職 員 数	人 61	31	30	59	2	-	-
	構 成 比	% 0.3	50.8	49.2	96.7	3.3	-	-
小中教育職	職 員 数	人 6,081	2,496	3,585	6,011	70	-	-
	構 成 比	% 33.7	41.0	59.0	98.8	1.2	-	-
研 究 職	職 員 数	人 214	167	47	211	2	1	-
	構 成 比	% 1.2	78.0	22.0	98.6	0.9	0.5	-
医療職(一)	職 員 数	人 29	17	12	29	-	-	-
	構 成 比	% 0.2	58.6	41.4	100.0	-	-	-
医療職(二)	職 員 数	人 121	59	62	113	8	-	-
	構 成 比	% 0.7	48.8	51.2	93.4	6.6	-	-
医療職(三)	職 員 数	人 115	3	112	112	3	-	-
	構 成 比	% 0.6	2.6	97.4	97.4	2.6	-	-

注:1 暫定再任用職員、定年前提任用短時間勤務職員、岡山県職員給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員、育休代替任期付職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)

2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第2表 給料表別の平均給与月額等

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,025	41.0	18.3	372,187	10,395	9,329	391,911
行 政 職	4,688	41.7	19.1	352,293	8,894	11,028	372,215
公 安 職	3,552	39.7	18.2	367,164	16,362	11,814	395,340
教 育 職 (一)	3,164	43.2	20.0	397,147	10,132	10,799	418,078
教 育 職 (二)	61	39.4	16.2	378,449	9,705	12,074	400,228
小 中 教 育 職	6,081	40.0	16.9	377,120	8,419	5,601	391,140
研 究 職	214	43.1	18.7	378,841	10,360	8,134	397,335
医 療 職 (一)	29	41.1	14.3	475,441	9,379	81,702	566,522
医 療 職 (二)	121	44.9	19.2	381,182	8,223	7,084	396,489
医 療 職 (三)	115	37.8	14.4	339,483	1,930	4,881	346,294

注：給料には、給料の調整額を含む。

第3表 給料表別、級別の平均給与月額等

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
行政職	1級	673	24.5	2.4	254,056
	2級	551	29.3	6.6	285,441
	3級	1,011	36.6	13.7	338,157
	4級	466	44.5	21.8	406,414
	5級	1,303	51.5	29.0	435,514
	6級	530	55.1	32.7	453,920
	7級	101	57.1	34.7	477,939
	8級	33	57.4	34.3	520,536
	9級	20	57.5	34.4	595,872

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
公安職	1級	291	22.8	2.6	282,203
	2級	448	27.9	6.6	312,972
	3級	699	35.5	13.7	352,679
	4級	1,185	42.8	21.1	416,515
	5級	584	49.3	27.8	465,618
	6級	220	49.6	28.0	483,426
	7級	79	50.9	29.5	503,399
	8級	29	54.5	33.4	503,424
	9級	17	57.1	36.7	539,978

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(一)	1級	73	36.6	14.1	333,784
	2級	2,699	42.1	18.9	408,497
	特2級	179	48.9	25.4	476,475
	3級	145	53.2	30.1	517,504
	4級	68	57.2	34.2	523,098

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
教育職(二)	1級	-	-	-	-
	2級	53	37.8	14.6	390,335
	特2級	5	47.3	24.0	462,266
	3級	3	54.8	31.5	471,613
	4級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
		人	歳	年	円
小中教育職	1級	-	-	-	-
	2級	5,040	37.3	14.3	374,668
	特2級	287	47.5	24.4	446,101
	3級	400	53.3	30.1	478,305
	4級	354	57.3	34.4	482,605

注:1 給料には、給料の調整額を含む。

2 職員数が1人の場合は、平均年齢等の欄を(*)としている。

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
研究職		人	歳	年	円
	1級	7	23.3	0.4	258,423
	2級	90	32.8	8.5	341,155
	3級	81	50.1	25.3	434,934
	4級	29	56.8	32.7	464,163
	5級	7	58.9	35.0	546,640

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(一)		人	歳	年	円
	1級	13	29.3	3.6	446,912
	2級	2	35.2	9.8	550,420
	3級	7	48.7	21.5	632,780
	4級	7	57.0	28.4	727,000

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(二)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	14	27.8	3.1	286,538
	3級	18	34.9	9.4	329,812
	4級	21	41.5	14.1	375,884
	5級	50	50.8	25.2	436,154
	6級	15	55.5	30.4	459,619
	7級	3	57.0	32.0	477,143
	8級	-	-	-	-

給料表	級	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額
医療職(三)		人	歳	年	円
	1級	-	-	-	-
	2級	19	23.8	1.4	277,326
	3級	30	29.3	5.9	308,858
	4級	32	38.2	13.9	342,244
	5級	22	50.1	26.6	406,321
	6級	12	57.8	35.6	449,831
	7級	-	-	-	-

第4表 給料表別の給料の調整額の支給状況

区 分 給料表	受 給 者						非受給者
	調 整 数 別 人 員					1人当たり 手当額	
	1	2	3	4	計		
全 給 料 表	人 1,661	人 135	人 28	人 6	人 1,830	円 12,061	人 16,195
行 政 職	29	71	16	6	122	19,001	4,566
公 安 職	-	-	3	-	3	34,300	3,549
教 育 職（一）	956	-	-	-	956	11,155	2,208
教 育 職（二）	-	-	-	-	-	-	61
小 中 教 育 職	642	-	-	-	642	11,010	5,439
研 究 職	28	9	-	-	37	12,819	177
医 療 職（一）	-	-	-	-	-	-	29
医 療 職（二）	6	55	9	-	70	20,627	51
医 療 職（三）	-	-	-	-	-	-	115

第5表 給料表別の扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者		扶養親族		職員1人 当たり扶 養親族数	非受給者
	人員	1人当たり 手当額	子	父母等		
全給料表	人 6,990	円 26,804	人 12,881	人 302	人 0.7	人 11,035
行政職	1,615	25,817	2,779	108	0.6	3,073
公安職	2,073	28,035	4,096	23	1.2	1,479
教育職（一）	1,209	26,515	2,175	61	0.7	1,955
教育職（二）	20	29,600	43	2	0.7	41
小中教育職	1,933	26,485	3,544	102	0.6	4,148
研究職	86	25,779	147	4	0.7	128
医療職（一）	9	30,222	19	-	0.7	20
医療職（二）	36	27,639	64	2	0.5	85
医療職（三）	9	24,667	14	-	0.1	106

第6表 給料表別の地域手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者							1人当たり 手当額	非受給者
	支 給 率 別 人 員								
	20%	16%	13%	8%	4%	計			
全 給 料 表	人 25	人 39	人 1	人 5	人 10,316	人 10,386	円 16,191	人 7,639	
行 政 職	20	8	—	2	3,305	3,335	15,502	1,353	
公 安 職	5	2	1	3	2,685	2,696	15,565	856	
教 育 職（一）	—	—	—	—	1,972	1,972	17,326	1,192	
教 育 職（二）	—	—	—	—	45	45	16,367	16	
小 中 教 育 職	—	—	—	—	2,110	2,110	16,142	3,971	
研 究 職	—	—	—	—	107	107	16,269	107	
医 療 職（一）	—	29	—	—	—	29	81,702	—	
医 療 職（二）	—	—	—	—	53	53	16,172	68	
医 療 職（三）	—	—	—	—	39	39	14,392	76	

第7表 給料表別の住居手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者			非受給者
	借 家 ・ 借 間			
	人 員	1人当たり手当額	1人当たり家賃額	
全 給 料 表	人 3,952	円 25,596	円 60,175	人 14,073
行 政 職	1,221	25,588	61,826	3,467
公 安 職	332	26,102	63,391	3,220
教 育 職（一）	811	25,503	59,801	2,353
教 育 職（二）	18	26,528	65,391	43
小 中 教 育 職	1,420	25,597	58,084	4,661
研 究 職	64	24,938	60,402	150
医 療 職（一）	16	24,963	80,115	13
医 療 職（二）	34	24,462	56,438	87
医 療 職（三）	36	25,347	57,056	79

第8表 給料表別の通勤手当の支給状況

区 分 給料表	受 給 者					非受給者
	交通機関のみの 利用者	交通機関と交通 用具の併用者	交通用具使用者	計	1人当たり手当額	
	人	人	人	人	円	人
全 給 料 表	1,429	967	13,335	15,731	12,932	2,294
行 政 職	1,068	487	2,408	3,963	16,074	725
公 安 職	213	83	2,570	2,866	10,975	686
教 育 職（一）	78	227	2,587	2,892	14,808	272
教 育 職（二）	1	2	54	57	12,307	4
小 中 教 育 職	16	95	5,429	5,540	10,001	541
研 究 職	12	30	156	198	19,156	16
医 療 職（一）	3	4	12	19	31,311	10
医 療 職（二）	13	24	74	111	25,633	10
医 療 職（三）	25	15	45	85	24,869	30

第9表 給料表別の諸手当の支給状況

手当名 区分 給料表	管理職手当		第一種初任給 調 整 手 当		単身赴任手当		特殊勤務手当		特地勤務手当等		へき地手当等	
	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全 給 料 表	1,815	59,421	73	136,580	221	32,824	204	17,637	129	30,357	159	26,549
行 政 職	678	65,365	7	68,357	33	40,667	198	17,495	15	25,532	13	24,307
公 安 職	108	82,730	-	-	165	31,358	-	-	24	39,265	-	-
教 育 職（一）	213	55,635	-	-	16	31,500	2	9,500	62	26,195	-	-
教 育 職（二）	3	52,500	-	-	1	30,000	-	-	-	-	-	-
小 中 教 育 職	753	50,943	-	-	3	30,000	-	-	-	-	146	26,748
研 究 職	23	74,274	3	34,000	-	-	-	-	28	34,524	-	-
医 療 職（一）	7	106,957	27	297,207	1	54,000	3	35,000	-	-	-	-
医 療 職（二）	18	60,911	36	37,923	1	30,000	1	10,000	-	-	-	-
医 療 職（三）	12	56,300	-	-	1	30,000	-	-	-	-	-	-

注:1 特殊勤務手当は、月額で定められているものに限る。

2 特地勤務手当等には特地勤務手当に準ずる手当が、へき地手当等にはへき地手当に準ずる手当がそれぞれ含まれている。

寒冷地手当		義務教育等 教員特別手当		産業教育手当		定時制通信 教育手当		農林漁業 普及指導手当		在宅勤務等手当	
受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額	受給者	1人当たり 手当額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
50	5,403	9,306	4,853	271	18,779	139	17,691	123	14,837	1	3,000
5	4,916	-	-	-	-	-	-	123	14,837	1	3,000
9	6,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	3,164	4,449	271	18,779	139	17,691	-	-	-	-
-	-	61	4,815	-	-	-	-	-	-	-	-
35	5,274	6,081	5,063	-	-	-	-	-	-	-	-
1	4,750	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1	1	1
3								15	1
4			1					7	2
5								7	2
6			2					2	13
7			1					1	
8			2						
9	8		6						1
10			11						
11		1	18						
12	9	47	18						
13	3	28	16						
14		16	22				3		
15		5	20	1			63		
16	9	8	21	2			10		
17	5	6	27				9		
18	3	34	23				3		
19	8	31	32				9		
20	5	21	23	2					
21		15	39	3			1		
22	10	46	20	1					
23	2	33	38	2			1		
24	1	28	30						
25	4	21	29		1				
26	15	37	20	2			1		
27		31	28						
28	6	27	21						
29	118	18	31	2					
30	4	30	23	12					
31	8	14	26	7					
32	112	8	24	6					
33	4	7	23	10					
34	8	10	16	16					
35	6	4	21	8	1				
36	72	3	22	15		1			
37	38	1	16	18		3			
38	19	2	20	14		23			
39	6	3	11	21	3	36			
40	61	3	21	14	6	20			
41	39	2	19	18	8	77			
42	24	2	20	20	10	23			
43	11	1	10	23	13	27			
44	12	1	17	13	15	29			
45	9		18	21	16	27			
46	5	1	17	17	13	19			
47	2		8	15	18	23			
48	2		14	14	18	17			
49	1		14	17	22	24			
50	3		6	14	22	15			
51	6		14	10	24	20			
52	2	1	12	12	27	19			
53		1	4	10	23	19			
54	1		7	18	30	13			
55	1		10	8	38	17			
56			5	5	32	12			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
57			4	4	27	5			
58			4	4	27	8			
59	1		3	5	37	11			
60	1	1	3	5	35	7			
61	1		3	5	32	5			
62	2		2	3	27	2			
63			1	4	25	3			
64			2	7	27	5			
65			2	4	33	5			
66				1	35	1			
67			3	1	29				
68	1		1	3	24	1			
69			2	4	29	1			
70			1	4	26	1			
71			1	4	25				
72			2	3	23				
73	1		2	2	28	11			
74			3		20				
75			1		26				
76			2	1	30				
77					31				
78			1		30				
79			1		30				
80	1		1		26				
81					32				
82				1	16				
83					35				
84			1		43				
85				10	155				
86									
87									
88		1	1						
89			1						
90			1						
91	1		1						
92									
93	2		2						
94			2						
95		1	1						
96									
97			1						
98			4						
99			2						
100			1						
101			2						
102									
103			3						
104									
105			4						
106									
107			1						
108			2						
109			19						
110									
111									
112									

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
122		1							
123									
124									
125									
計	(392) 673	(293) 551	(412) 1,011	(188) 466	(432) 1,303	(105) 530	(12) 101	(4) 33	(2) 20
注：（ ）内の数字は、女性職員を内書したものである。以下第10表において同じ。								合計	(1,840) 4,688

その2 公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1		
3									
4									
5									12
6				1					3
7	18								2
8	5			1					
9									
10	22								
11	2								
12	5		1	1					
13	1								
14	27		1	1					
15	1			1					
16	3		1	1					
17	2			1					
18	8		3	2					
19			1	1					
20	4		2	3					
21	2		1	1					
22	19	45	5	1	1				
23	42	3	1	2					
24	10	8	3	2					
25	4	1							
26	57	38	5	6	2				
27	3	5	2	1					
28	7	10	5	2	2	1			
29	4	1	2	7				3	
30	9	40	9	11	3		1	3	
31	9	7	1	1	1	2		2	
32	3	15	9	3	1	2		2	
33	2	5	2	4	2	3		1	
34	7	64	26	13	4	1		2	
35	1	6	7	10	1	1		2	
36		20	24	11	3	1		2	
37	2	2	8	7	2			4	
38		30	24	15	5	3	1	2	
39	1	7	6	7	6	1		1	
40		22	31	19	9	1	2	1	
41		4	1	9	4	1	1		
42	1	32	23	11	11	2	1	1	
43	2	8	6	8	3		5		
44	1	25	26	20	8	2	1		
45		5	4	14	3	1	3	3	
46	1	10	27	26	8	3	3		
47		2	7	13	4	3	5		
48		9	19	21	6	4	1		
49		2	6	11	7	3	2		
50		3	30	22	11	1			
51		1	13	18	8	3	6		
52		4	24	25	12	5	5		
53	2	1	11	14	8	5	1		
54		6	27	16	13	1	1		
55		2	10	18	6	1	2		
56	1		21	16	12	6	4		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
57	人	人	人	人	人	人	人	人	人
58	1	1	15	21	9	2			
59			1	10	12	4	1		
60			22	15	15	10	2		
61			7	14	19	3	3		
62	1		13	24	7	5	1		
63	1		5	14	14	3	3		
64			10	33	11	5	1		
65			7	12	24	6	3		
66			8	18	6	2	3		
67		1	6	16	15	3	1		
68			6	25	17	2	3		
69		1	10	10	12	2	1		
70			10	25	16	4	1		
71			8	17	7		2		
72			11	17	9	3	2		
73			4	21	8	5	1		
74			11	18	7	3			
75			8	21	6	6			
76			6	17	11	2			
77			5	11	7	4			
78			4	16	9	3			
79			7	16	12	5			
80			5	16	9	5			
81			3	15	5	8			
82			4	22	10	8			
83			1	14	6	3			
84			5	12	11	2			
85			1	11	113	49			
86			4	21					
87			1	13					
88			2	14					
89			3	11					
90				10					
91			1	12					
92			4	11					
93			3	5					
94			4	8					
95			2	9					
96			3	9					
97			2	8					
98			4	9					
99			2	8					
100			5	10					
101				6					
102			2	3					
103			2	11					
104				6					
105			3	1					
106			1	8					
107				7					
108			1	4					
109				4					
110			1	3					
111				3					
112				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
113	人	人	人	人	人	人	人	人	人
114				6					
115				3					
116				7					
117				4					
118				8					
119				5					
120				6					
121				2					
122				34					
123									
124			1						
125									
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	(81) 291	(93) 448	(108) 699	(145) 1,185	(40) 584	(4) 220	(3) 79	(-) 29	(-) 17
合計								(474) 3,552	

その3 教育職給料表(一)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		23			
6					
7		2			
8		26			
9		11			
10		2			1
11		2			1
12		30			1
13		6			2
14		1			
15		5			34
16		34			5
17		4			1
18		7			5
19		5			2
20		28			3
21		8			13
22		13			
23		7			
24		29			
25	1	5			
26	1	5	1		
27		3			
28		34			
29		5			
30		11			
31		6			
32	1	43			
33	2	5			
34		15			
35	1	7			
36		36			
37		6			
38		16	1	1	
39		6			
40	2	51	3		
41	1	8	3		
42		17		1	
43		8		2	
44	1	57			
45		6	2		
46		19		3	
47	1	10		3	
48	2	64		3	
49		12	1	2	
50	1	14	1	2	
51		10	1	5	
52	1	30	3	8	
53		22	2	6	
54		26	1	4	
55	1	9	3	8	
56		32	3	6	

級 号給	1	2	特2	3	4
57	人	人	人	人	人
58		14	3	10	
59		30	1	4	
60		13	1	5	
61	3	40	1	2	
62	2	20	1	70	
63		28	3		
64		21	2		
65	1	29			
66	1	20	2		
67		18	3		
68		8	5		
69	1	16	3		
70	1	26	3		
71	1	19	3		
72	1	28	4		
73	2	25	5		
74	2	24	2		
75	1	23	3		
76		31	1		
77	2	22	3		
78		20	2		
79	1	12	10		
80		17	5		
81	1	21	9		
82		17	1		
83		19	3		
84	1	25	3		
85	1	18	4		
86	1	14	4		
87		13	5		
88	1	13	1		
89	4	16	4		
90	1	7	3		
91	2	25	6		
92		15			
93		19	1		
94	1	9	3		
95		16	4		
96	1	14	1		
97	2	12	3		
98		18	33		
99	1	15			
100		21			
101	3	10			
102	2	22			
103	1	16			
104		14			
105	1	11			
106		21			
107		14			
108		17			
109		13			
110	3	14			
111	2	16			
112		10			
	1	24			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		14			
114		14			
115	3	14			
116	1	21			
117	1	15			
118		15			
119	1	14			
120	2	14			
121		11			
122		13			
123		17			
124		10			
125		17			
126		9			
127		13			
128		17			
129		18			
130		19			
131		10			
132		15			
133		15			
134		24			
135		18			
136		20			
137		38			
138		39			
139		31			
140		34			
141		52			
142		49			
143		37			
144		48			
145		130			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	(21) 73	(1,385) 2,699	(65) 179	(37) 145	(24) 68
合計				(1,532) 3,164	

その4 教育職給料表(二)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
⋮					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27					
28		1			
⋮					
34					
35		1			
36		2			
⋮					
42					
43					
44		1			
45					
46					
47		1			
48					
49					
50					
51					
52		1			
53					
54		1			
55					
56		2			
57					
58		2			
59					
60		3	1		
61					
62		1			
63					
64					
65		1			
66					
67					
68					
69		2			
70		1	2		
71		2			
72					
73		1			
74					
75		1			
76		1	1		
77					
78					
79		1			
80		2			
81				3	
82					
83					
84					

級 号給	1	2	特2	3	4
85	人	人	人	人	人
86		2			
87		2			
88		1			
89		1	1		
90					
91					
92					
93		3			
94					
95		1			
96					
97					
98					
99					
100		1			
101		1			
102					
103					
104					
105					
106					
107		1			
108		1			
109					
110					
111					
112					
113		1			
114					
115					
116		1			
117		1			
118					
119		1			
120					
121					
122		1			
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130		1			
131		2			
⋮					
145					
146					
147		1			
148					
149					
150		1			
151					
⋮					
157					
計	-	(27) 53	(2) 5	(1) 3	-
合計					(30) 61

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					2
6					3
7					118
8					12
9					8
10					43
11					17
12					14
13					18
14		1			6
15					10
16					15
17		127			6
18					5
19		2			5
20		121			4
21		14			68
22		3			
23		1	1		
24		145	1		
25		17			
26		9	1		
27		18			
28		155	2		
29		15	2		
30		18	2		
31		7	2		
32		49	2		
33		8	1		
34		17			
35		8	2		
36		138	2		
37		3			
38		8	2		
39		7	1		
40		149	2		
41		2	3		
42		16	2		
43		10			
44		139			
45		5			
46		19	4		
47		10	5	1	
48		161	5		
49		7	1		
50		20	1		
51		13	1		
52		169	2		
53		12	2		
54		24	4		
55		18		1	
56		147	2		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
57		6	2		
58		34	4	1	
59		17	2	3	
60		149	2		
61		12	3	3	
62		25	3	6	
63		25	2	3	
64		105	2	1	
65		44	6	6	
66		44	5	3	
67		25	3	3	
68		67	10		
69		64	8		
70		49	7	13	
71		38	4	8	
72		45	6	18	
73		69	8	7	
74		44	6	12	
75		27	7	15	
76		59	6	23	
77		49	5	15	
78		35	6	13	
79		40	9	17	
80		47	3	32	
81		67	5	196	
82		31	6		
83		45	6		
84		39	17		
85		48	7		
86		43	4		
87		32	1		
88		29	7		
89		42	6		
90		34	2		
91		21	4		
92		27	4		
93		41	4		
94		39	3		
95		25	1		
96		29	1		
97		26	35		
98		33			
99		35			
100		25			
101		19			
102		30			
103		25			
104		26			
105		25			
106		20			
107		30			
108		22			
109		24			
110		33			
111		18			
112		36			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
113		37			
114		30			
115		23			
116		37			
117		33			
118		25			
119		24			
120		23			
121		27			
122		25			
123		21			
124		28			
125		20			
126		29			
127		19			
128		20			
129		22			
130		25			
131		16			
132		13			
133		20			
134		17			
135		21			
136		13			
137		18			
138		20			
139		8			
140		12			
141		16			
142		18			
143		14			
144		18			
145		21			
146		16			
147		12			
148		26			
149		22			
150		28			
151		28			
152		46			
153		32			
154		29			
155		25			
156		30			
157		83			
計	-	(3,178) 5,040	(148) 287	(153) 400	(106) 354
				合計	(3,585) 6,081

その6 研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					2
6					
7					3
8					2
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17					
18		4			
19					
20		1	2		
21		1			
22		3			
23		1			
24			2		
25		1			
26		5	3	1	
27				1	
28		1	1	1	
29	4		2		
30		2			
31		1	1	7	
32	2	2		3	
33		1		3	
34		4		1	
35		1	1		
36				1	
37		1		2	
38		2	1		
39		4	1	2	
40	1		3	1	
41		4	1		
42		2	1		
43					
44		1			
45		1		1	
46		3			
47		2		1	
48		3	2		
49			2		
50		1	3	1	
51		1	4	1	
52		1	1		
53		2	1		
54		1	2		
55			2		
56		2	1		

級 号給	1	2	3	4	5
57	人	人	人	人	人
58		2	2	2	
59		2	1		
60		2	1		
61			1		
62		1			
63					
64		1	1		
65		1			
66		1			
67			2		
68		1	1		
69		3			
70		1			
71		1			
72		4	1		
73			2		
74		2			
75			1		
76		1			
77		1			
78		3	2		
79			2		
80			1		
81			26		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
∴					
101					
102		1			
103					
∴					
121					
計	(4) 7	(28) 90	(13) 81	(2) 29	(-) 7
				合計	(47) 214

その7 医療職給料表(一)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				1
3			1	1
4				
5				2
6				
7				
8				
9				
10			1	3
11	2			
12				
13				
14	2			
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21		1		
22	1			
23				
24				
25				
26	1			
27			1	
28				
29				
30				
31	1			
32	2		1	
33				
34				
35				
36	3			
37				
38				
39				
40	1			
⋮				
50				
51			1	
⋮				
57				
58				
59			1	
⋮				
65				
66				
67				
⋮				

級 号給	1	2	3	4
73	人	人	人	人
74			1	
75				
⋮				
85				
計	(6) 13	(2) 2	(4) 7	(-) 7
			合計	(12) 29

その8 医療職給料表(二)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		1						
6								
7								
8								
9								
10							1	
11								
12		1					2	
13								
14								
15								
16					1			
17								
18								
19								
20		3	1					
21								
22		1	1					
23		1	2					
24		2						
25								
26			2		1			
27			1		1			
28			2					
29		1	1		1	1		
30		1		2				
31			3		1	7		
32				2		1		
33								
34			1		2	1		
35				1	2	2		
36		1		2				
37					1			
38			1		1			
39								
40		1						
41				3				
42			1					
43				1	1			
44				3				
45								
46				1				
47								
48				2				
49								
50		1		1	1			
51						1		
52					2			
53					1	2		
54			1	1	1			
55								
56								
57					2			
58					1			
59								
60					1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
61				1	1			
62								
63					1			
64								
65				1	1			
66								
67					1			
68								
69					2			
70					1			
71					3			
72					2			
73					1			
74								
75					2			
76								
77					14			
78								
79								
⋮								
85								
86								
87								
88								
⋮								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108			1					
109								
計	-	(7) 14	(13) 18	(13) 21	(23) 50	(4) 15	(2) 3	- (62) 121
							合計	

その9 医療職給料表(三)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2			6				
3							
4							
5			7	1			
6			3				
7							
8				1			
9		6	1	1			
10			2				
11			1				
12		6	1				
13							
14				2			
15			3	1			
16		5		1			
17			1	2			
18				2			
19			1	1			
20				1			
21		1	1	1			
22			1	1			
23			1				
24							
25		1		1			
26				2			
27							
28			1	2			
29				1	1		
30				1			
31				2	1		
32				1		1	
33					1	2	
34						1	
35				1	1	1	
36					1	3	
37				1		1	
38							
39						1	
40				2			
41							
42							
43							
44						1	
45						1	
46					2		
47					1		
48				1			
49					2		
50							
51							
52							
53					1		
54							
55							
56					1		
57					1		
58							
59							
60					1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63				1	1		
64							
65							
66							
67					1		
68							
69							
70					1		
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79					1		
80							
81					1		
82							
83					1		
84							
85					2		
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
...							
109							
...							
121							
...							
153							
...							
169							
計	-	(19) 19	(29) 30	(31) 32	(21) 22	(12) 12	- (112) 115
						合計	

第11表 給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	8									8
19	11									11
20	15									15
21	15									15
22	121									121
23	136									136
24	130									130
25	113									113
26	67	79								146
27	17	98								115
28	14	123								137
29	5	117								122
30	6	50	59							115
31	2	31	84							117
32	2	19	100							121
33	1	9	96				1			107
34	5	9	116							130
35		2	89							91
36		5	74							79
37	1	2	87							90
38	1		79	2						82
39			51	31						82
40		2	45	56						103
41	1		27	63						91
42			19	74	2					95
43		1	19	49	20					89
44		1	10	35	41	1				88
45	1		6	35	87					129
46			4	27	88	3		1		123
47			3	12	112	4				131
48			4	11	94	11			1	121
49			5	6	86	22				119
50			3	11	95	29			1	139
51			3	11	80	35				129
52			2	14	93	37	4			150
53			1	10	107	32	1			151
54		2	8	6	77	58	9	3		163
55	1		2	5	86	56	12	4	1	167
56		1	5	2	70	57	11	1	1	148
57			4	2	72	68	18	8	4	176
58			3	3	49	73	23	6	5	162
59			3	1	44	43	22	10	7	130
60										
61						1				1
計	673	551	1,011	466	1,303	530	101	33	20	4,688

その2 公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18	18									18
19	29									29
20	34									34
21	13									13
22	60									60
23	76									76
24	23	49	2							74
25	15	52	1							68
26	6	65	7							78
27	5	79	11							95
28	3	71	18	2						94
29	2	70	20	2			1			95
30	1	24	68	7						100
31	2	15	70	10						97
32	2	11	55	17						85
33	2	5	77	27						111
34		4	59	29						92
35			47	41						88
36		1	39	73						113
37		2	35	71	3					111
38			33	91	2	1				127
39			30	75	6	2				113
40			23	63	7					93
41			22	81	22	7				132
42			13	64	27	6	2			112
43			16	56	30	12	1			115
44			11	64	26	16	1			118
45			16	55	44	11	3			129
46			12	60	55	19	2			148
47			1	50	34	18	6			109
48			5	48	32	16	7			108
49			2	40	44	15	10	2		113
50				31	25	14	6			76
51			1	25	51	11	11	3		102
52			2	28	32	17	6	6		91
53			1	22	32	8	8	1		72
54				11	19	9	3	2	3	47
55			1	14	19	6		5	3	48
56			1	12	19	9	2	5	1	49
57				9	17	10	2	3	3	44
58				4	22	7	5		5	43
59				3	16	6	3	2	2	32
計	291	448	699	1,185	584	220	79	29	17	3,552

その3 教育職給料表(一)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1	23				24
23		38				38
24	3	44				47
25	1	46				47
26	3	60				63
27	2	59				61
28	2	61				63
29	2	67				69
30		81				81
31	3	91				94
32	4	93				97
33	6	84				90
34	4	91				95
35	3	95				98
36	3	79	1			83
37	1	87				88
38	3	104	5			112
39	4	67	1			72
40	9	77	3			89
41	3	68	8			79
42	6	70	7			83
43	1	67	8			76
44	2	61	11			74
45	3	59	14	2		78
46	1	64	10	2		77
47	1	57	14	4		76
48		55	11	8		74
49	1	59	11	10		81
50	1	53	13	13		80
51		53	13	14	1	81
52		64	10	20		94
53		62	10	12	7	91
54		79	3	16	3	101
55		73	8	14	7	102
56		91	2	11	5	109
57		110	5	4	11	130
58		102	8	5	19	134
59		105	3	10	15	133
計	73	2,699	179	145	68	3,164

その4 教育職給料表(二)

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24		1				1
25		1				1
26		2				2
27		1				1
28						
29		2				2
30		2				2
31		2				2
32		5				5
33		2				2
34		3				3
35		3				3
36		4				4
37		2				2
38		2				2
39		3				3
40		2				2
41		1				1
42		3				3
43			1			1
44		2				2
45		2	2			4
46		1	1			2
47						
48		1				1
49		1				1
50		3				3
51						
52						
53		1				1
54		1	1	2		4
55				1		1
56						
57						
58						
59						
計	-	53	5	3	-	61

その5 小学校・中学校教育職員給料表

級 年齢	1	2	特2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		128				128
23		136				136
24		173				173
25		195				195
26		193				193
27		167				167
28		186				186
29		191				191
30		199				199
31		197				197
32		209				209
33		219				219
34		208	1			209
35		181	4			185
36		209	7			216
37		173	3			176
38		157	7			164
39		150	8			158
40		135	12			147
41		130	10			140
42		130	12			142
43		126	5			131
44		107	19	1		127
45		116	20	3		139
46		96	23	7		126
47		103	26	12		141
48		80	18	14		112
49		70	26	24		120
50		72	19	34		125
51		60	15	27	3	105
52		71	8	63	8	150
53		69	4	60	18	151
54		59	3	45	21	128
55		48	6	34	38	126
56		80	8	28	44	160
57		73	8	16	74	171
58		74	8	19	69	170
59		70	7	13	79	169
60						
61						
62						
63						
計	-	5,040	287	400	354	6,081

その6 研究職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	4					4
23	2					2
24						
25	1	4				5
26		3				3
27		9				9
28		5				5
29		8				8
30		9				9
31		6				6
32		8				8
33		5				5
34		6				6
35		6				6
36						
37		2				2
38		10				10
39		4	2			6
40		2	3			5
41		1	4			5
42		1	2			3
43			4			4
44			1			1
45			3			3
46			8			8
47			5			5
48			3	1		4
49			5			5
50			4	1		5
51			3			3
52			5	1		6
53		1	3			4
54			5	3		8
55			6	4		10
56			4	3		7
57			4	4	1	9
58			5	5	1	11
59			2	6	5	13
60						
61						
62						
63				1		1
計	7	90	81	29	7	214

その7 医療職給料表(一)

級 年齢	1	2	3	4	計
歳	人	人	人	人	人
23					
24					
25	3				3
26	1				1
27					
28	1				1
29	2				2
30	2				2
31	2				2
32	2				2
33					
34		1			1
35		1			1
36			1		1
37			1		1
38					
39					
40					
41				1	1
42			1		1
43					
44					
45				1	1
46					
47			1		1
48					
49					
50					
51					
52					
53			1		1
54					
55					
56			1	1	2
57					
58					
59					
60				1	1
61					
62				1	1
63					
64				1	1
65					
66			1		1
67					
68					
69				1	1
計	13	2	7	7	29

その8 医療職給料表(二)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
歳 人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18									
19									
20									
21									
22		1							1
23									
24		1							1
25		1							1
26		3							3
27		4							4
28		1							1
29		1							1
30		1	2						3
31			3						3
32			3						3
33			2						2
34			3	1					4
35			2	2					4
36			1						1
37				4					4
38		1		4					5
39				1					1
40					1				1
41			1	2	2				5
42				1	1				2
43				2					2
44					2				2
45					4				4
46					2				2
47					5				5
48									
49					4	1			5
50				2	3				5
51					4	2			6
52				1	2				3
53					5				5
54				1	5	2			8
55					3	3			6
56			1		2	1	1		5
57					1	3	2		6
58					1	2			3
59					3	1			4
計	-	14	18	21	50	15	3	-	121

その9 医療職給料表(三)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
歳 人	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		6						6
23		6						6
24		4						4
25		1	1					2
26		1	7					8
27		1	4					5
28			6					6
29			2					2
30			5	1				6
31			1	2				3
32			1	3				4
33				1				1
34			1	3				4
35				2				2
36			1	6				7
37			1	1				2
38				1				1
39				2				2
40								
41				2	1			3
42				2	2			4
43				2				2
44								
45				2	2			4
46					1			1
47				1	3			4
48					1			1
49								
50					3			3
51					1			1
52					2			2
53								
54					2			2
55						1		1
56				1	3	2		6
57						3		3
58					1	3		4
59						3		3
計	-	19	30	32	22	12	-	115

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、岡山市人事委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所758事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により、19層に層化し、これらの層から206事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

8,482人（うち初任給関係715人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は51,109人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別の調査事業所数

企業規模		規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満
産 業				
産 業 計	事業所	181	89	92
農 業 , 林 業 , 漁 業	事業所	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	事業所	15	9	6
製 造 業	事業所	81	38	43
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	事業所	28	11	17
卸 売 業 , 小 売 業	事業所	21	9	12
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	事業所	3	2	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	事業所	33	20	13

- 注： 1 上記調査事業所のほか、調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が23所あった。
- 2 調査対象事業所206所から規模が調査の対象外であることが判明した事業所2所を除いた204所に占める調査完了事業所181所の割合（調査完了率）は、88.7%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
職 種	学 歴			
新 卒 事 務 員	大学卒	円 235,748	円 242,991	円 227,793
	短大卒	210,910	215,630	205,113
	高校卒	201,890	207,352	194,885
新 卒 技 術 者	大学卒	240,356	248,393	231,648
	短大卒	218,961	224,382	212,451
	高校卒	204,962	211,504	198,958
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大学卒	237,572	245,121	229,326
	短大卒	213,915	218,877	207,873
	高校卒	203,381	209,201	197,039

- 注： 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものである。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別の給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	11	54.3	740,883	7,079	733,804	
	短 大 卒	7	55.6	824,519	11,471	813,048	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	3	52.1	626,522	0	626,522	
	工 場 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	12	53.0	700,661	32	700,629	
	短 大 卒	7	54.4	761,648	65	761,583	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	5	51.6	641,155	0	641,155	
事 務 部 長	—	—	—	—	—	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	176	53.8	596,979	2,171	594,808		
短 大 卒	141	53.9	617,332	2,572	614,760		
高 校 卒	10	53.4	476,377	2,319	474,058		
中 学 卒	25	53.5	539,170	2	539,168		
技 術 部 長	—	—	—	—	—	同 上	
大 学 卒	174	54.0	669,922	6,925	662,997		
短 大 卒	121	53.6	713,357	3,530	709,827		
高 校 卒	13	58.1	632,504	13	632,491		
中 学 卒	40	54.0	555,487	18,705	536,782		

注： 1 「時間外手当等」とは、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。以下本表において同じ。

2 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和8年4月分平均支給額の欄を(*)としている。以下本表において同じ。

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	76	52.9	578,682	15,137	563,545	
	短 大 卒	59	53.2	591,487	20,030	571,457	
	高 校 卒	5	53.6	487,446	0	487,446	
	中 学 卒	12	51.5	557,316	0	557,316	
技 術	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	74	52.6	609,244	17,144	592,100	
	短 大 卒	47	52.2	591,781	5,703	586,078	
	高 校 卒	14	53.1	626,556	8,785	617,771	
	中 学 卒	13	53.8	656,319	70,057	586,262	
関 係 職	事 務 課 長	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	355	49.8	543,834	22,129	521,705	
	短 大 卒	249	49.5	566,278	24,640	541,638	
	高 校 卒	37	52.0	472,048	19,627	452,421	
	中 学 卒	67	49.9	510,721	15,839	494,882	
種	技 術 課 長	2	46.1	451,547	0	451,547	同 上
	大 学 卒	461	48.5	571,281	24,954	546,327	
	短 大 卒	277	46.8	588,100	17,281	570,819	
	高 校 卒	33	48.7	545,110	29,729	515,381	
	中 学 卒	150	51.5	546,673	37,973	508,700	
		1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	86	50.9	541,069	66,752	474,317	
	短 大 卒	70	50.4	548,288	73,285	475,003	
	高 校 卒	8	49.9	494,806	27,959	466,847	
	中 学 卒	8	56.7	511,363	36,924	474,439	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	228	46.2	616,334	81,879	534,455	
	短 大 卒	152	44.7	620,064	75,799	544,265	
	高 校 卒	17	50.8	635,537	117,439	518,098	
	中 学 卒	59	49.5	596,145	89,976	506,169	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	-	-	-	-	-	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	372	46.1	447,811	60,052	387,759	
	短 大 卒	217	43.9	444,987	60,157	384,830	
	高 校 卒	47	49.1	422,668	49,099	373,569	
	中 学 卒	108	49.2	465,740	65,123	400,617	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	438	45.4	495,867	77,936	417,931	
	短 大 卒	171	42.1	485,441	65,796	419,645	
	高 校 卒	39	44.9	456,580	62,318	394,262	
	中 学 卒	227	48.0	510,235	89,890	420,345	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	中 学 卒	1	*	*	*	*	同 上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	422	42.0	401,249	52,358	348,891	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	261	39.8	408,071	55,977	352,094	
	短 大 卒	55	45.2	367,247	30,317	336,930	
	高 校 卒	106	45.7	401,412	54,456	346,956	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	569	41.8	518,524	82,675	435,849	同 上
	大 学 卒	287	38.0	545,183	82,980	462,203	
	短 大 卒	47	39.5	445,513	73,162	372,351	
	高 校 卒	235	47.7	491,230	83,827	407,403	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	2,109	38.6	332,804	35,629	297,175		
大 学 卒	1,171	35.7	343,597	41,461	302,136		
短 大 卒	366	42.2	313,795	24,488	289,307		
高 校 卒	570	42.2	323,389	31,194	292,195		
中 学 卒	2	48.1	395,806	65,007	330,799		
技 術 係 員	1,449	35.0	369,866	53,791	316,075		
大 学 卒	808	34.4	381,558	53,400	328,158		
短 大 卒	194	35.5	353,694	49,113	304,581		
高 校 卒	441	35.7	357,796	56,401	301,395		
中 学 卒	6	47.6	331,827	26,014	305,813		

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	54.5	768,711	7,685	761,026	
	短 大 卒	7	55.6	824,519	11,471	813,048	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	2	52.0	699,246	0	699,246	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	8	53.6	790,545	56	790,489	
	短 大 卒	6	53.7	791,314	80	791,234	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	2	53.4	788,726	0	788,726	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	99	54.7	650,602	3,305	647,297	
	短 大 卒	79	55.0	667,006	3,803	663,203	
	高 校 卒	6	54.4	536,421	4,467	531,954	
	中 学 卒	14	53.3	606,379	3	606,376	
	技 術 部 長	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	121	54.4	696,277	6,118	690,159	
	短 大 卒	93	53.8	719,559	4,676	714,883	
	高 校 卒	10	58.5	662,139	17	662,122	
	中 学 卒	18	55.5	597,250	16,385	580,865	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 部 次 長	人 40	歳 53.0	円 624,636	円 3,341	円 621,295	前記部長に事故等のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	31	53.0	629,761	4,444	625,317	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	8	52.9	619,630	0	619,630	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 部 次 長	51	52.8	628,243	23,714	604,529	同 上
	大 学 卒	32	52.6	601,772	7,673	594,099	
	短 大 卒	12	52.9	637,181	9,993	627,188	
	高 校 卒	7	53.5	731,454	118,014	613,440	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 課 長	211	48.9	565,871	14,933	550,938	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	146	48.0	581,578	14,715	566,863	
	短 大 卒	18	51.7	491,537	17,653	473,884	
	高 校 卒	46	50.3	545,831	14,813	531,018	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	301	48.4	596,717	32,470	564,247	同 上
	大 学 卒	192	46.3	597,780	20,692	577,088	
	短 大 卒	26	49.1	567,443	34,687	532,756	
	高 校 卒	82	53.1	604,403	61,723	542,680	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長 代 理	人 32	歳 49.2	円 514,895	円 15,885	円 499,010	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	23	47.0	516,371	15,009	501,362	
	短 大 卒	3	54.2	495,188	14,544	480,644	
	高 校 卒	6	55.5	519,644	20,259	499,385	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 課 長 代 理	201	46.3	621,261	84,513	536,748	同 上
	大 学 卒	134	44.8	624,094	77,534	546,560	
	短 大 卒	15	51.0	643,569	120,172	523,397	
	高 校 卒	52	49.6	602,840	95,542	507,298	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	221	46.9	483,918	71,614	412,304	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	124	44.2	460,714	66,459	394,255	
	短 大 卒	29	50.6	461,669	57,220	404,449	
	高 校 卒	68	50.2	537,969	88,117	449,852	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	301	46.0	522,288	88,201	434,087	同 上
	大 学 卒	109	41.8	502,296	74,762	427,534	
	短 大 卒	23	45.6	488,786	70,159	418,627	
	高 校 卒	169	49.1	540,486	99,936	440,550	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 211	歳 42.8	円 437,495	円 62,606	円 374,889	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	125	39.3	454,842	75,620	379,222	
	短 大 卒	31	47.3	395,156	24,325	370,831	
	高 校 卒	55	48.6	420,904	53,927	366,977	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	399	41.6	534,911	82,573	452,338	同 上
	大 学 卒	214	36.9	553,448	80,137	473,311	
	短 大 卒	29	40.1	435,947	65,223	370,724	
	高 校 卒	156	49.9	517,368	89,435	427,933	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	1,245	39.2	349,734	41,133	308,601		
大 学 卒	702	35.5	352,064	45,418	306,646		
短 大 卒	198	43.9	340,189	29,896	310,293		
高 校 卒	343	44.0	350,792	39,172	311,620		
中 学 卒	2	48.1	395,806	65,007	330,799		
技 術 係 員	925	34.7	373,228	56,375	316,853		
大 学 卒	504	34.3	386,852	55,128	331,724		
短 大 卒	141	36.0	351,723	46,243	305,480		
高 校 卒	277	34.8	361,847	62,130	299,717		
中 学 卒	3	45.5	336,228	26,207	310,021		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 等 (B)		
事 務	支 店 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
・ 技 術	工 場 長	4	52.1	579,596	0	579,596	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	50.6	566,171	0	566,171	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 部 長	77	52.8	536,390	890	535,500	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	62	52.6	559,703	1,144	558,559	
	短 大 卒	4	52.2	411,542	0	411,542	
	高 校 卒	11	53.8	471,810	0	471,810	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 部 長	53	53.1	614,250	8,631	605,619	同 上
	大 学 卒	28	52.9	694,279	4	694,275	
	短 大 卒	3	56.9	537,870	0	537,870	
	高 校 卒	22	52.8	523,218	20,497	502,721	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
						(A - B)	
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)		
事 務	事 務 部 次 長	人 36	歳 52.8	円 536,455	円 25,976	円 510,479	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	28	53.3	556,665	34,210	522,455	
	短 大 卒	4	53.4	483,733	0	483,733	
	高 校 卒	4	49.5	464,678	0	464,678	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
技 術	技 術 部 次 長	23	52.2	562,047	821	561,226	同 上
	大 学 卒	15	51.2	568,967	1,204	567,763	
	短 大 卒	2	55.0	549,290	0	549,290	
	高 校 卒	6	54.3	546,558	0	546,558	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
関 係 職	事 務 課 長	144	51.0	517,398	30,762	486,636	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	103	51.3	547,635	36,733	510,902	
	短 大 卒	19	52.2	457,220	21,128	436,092	
	高 校 卒	21	49.4	458,280	17,372	440,908	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
種	技 術 課 長	160	48.8	528,297	12,252	516,045	同 上
	大 学 卒	85	47.9	567,035	9,860	557,175	
	短 大 卒	7	47.6	475,687	14,318	461,369	
	高 校 卒	68	50.0	490,179	14,731	475,448	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務	事 務 課 長 代 理	人 54	歳 51.7	円 552,510	円 88,987	円 463,523	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大 学 卒	47	51.7	559,716	94,152	465,564	
	短 大 卒	5	47.3	494,576	36,033	458,543	
	高 校 卒	2	59.0	495,955	67,935	428,020	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技 術 課 長 代 理	27	44.3	532,971	37,294	495,677	同 上
	大 学 卒	18	42.8	552,450	46,691	505,759	
	短 大 卒	2	45.5	442,907	51,907	391,000	
	高 校 卒	7	48.6	491,317	2,832	488,485	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 職	事 務 係 長	151	45.1	401,326	45,168	356,158	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	93	43.6	426,363	52,693	373,670	
	短 大 卒	18	47.0	367,526	37,618	329,908	
	高 校 卒	40	47.7	360,001	31,461	328,540	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技 術 係 長	137	43.7	428,008	51,571	376,437	同 上
	大 学 卒	62	42.8	446,722	45,202	401,520	
	短 大 卒	16	44.0	414,259	52,013	362,246	
	高 校 卒	58	44.6	413,021	57,606	355,415	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 211	歳 41.2	円 368,371	円 43,063	円 325,308	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長のいない事業所において、職能資格が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	136	40.3	368,495	39,356	329,139	
	短 大 卒	24	42.5	332,790	37,715	295,075	
	高 校 卒	51	43.0	383,426	54,943	328,483	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 主 任	170	42.4	468,814	82,984	385,830	同 上
	大 学 卒	73	42.5	509,871	95,128	414,743	
	短 大 卒	18	38.5	460,653	85,728	374,925	
	高 校 卒	79	43.0	433,317	71,400	361,917	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	864	37.8	305,149	26,640	278,509		
大 学 卒	469	36.2	328,707	34,502	294,205		
短 大 卒	168	39.9	277,831	17,119	260,712		
高 校 卒	227	39.4	279,854	18,519	261,335		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 係 員	524	35.8	362,296	47,972	314,324		
大 学 卒	304	34.8	371,108	49,989	321,119		
短 大 卒	53	34.0	358,801	56,549	302,252		
高 校 卒	164	38.2	346,974	41,098	305,876		
中 学 卒	3	51.2	324,168	25,679	298,489		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	自 家 用 乗 用 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	6	56.3	680,800	0	680,800	
	大 学 教 授	35	56.4	610,310	0	610,310	
	大 学 准 教 授	31	48.0	513,589	0	513,589	
	大 学 講 師	25	39.5	450,084	0	450,084	
	大 学 助 教	3	36.8	373,391	0	373,391	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	15	44.1	591,429	15,665	575,764	
	研 究 室 (係) 長	2	36.0	391,799	70,161	321,638	
	主 任 研 究 員	4	32.3	338,900	65,400	273,500	
	研 究 員	44	34.0	331,158	21,350	309,808	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	-	-	-	-	-	
	医 科 長	33	54.4	1,371,826	255,676	1,116,150	
	医 師	70	38.2	966,715	178,059	788,656	
	歯 科 医 師	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支 給 する 給 与 (A)	うち時間外 手当等 (B)	(A - B)	
医 療 関 係 職 種		人	歳	円	円	円	
	薬 局 長	2	46.6	471,036	78,303	392,733	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	47	32.3	373,012	41,792	331,220	
	診 療 放 射 線 技 師	51	36.3	356,111	42,219	313,892	
	臨 床 検 査 技 師	66	35.2	356,381	46,822	309,559	
	栄 養 士	45	33.7	278,875	13,880	264,995	
	理 学 療 法 士	34	32.5	319,906	16,820	303,086	
	作 業 療 法 士	33	39.3	304,729	3,945	300,784	
	総 看 護 師 長	4	53.8	510,947	68,237	442,710	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	70	50.7	434,751	67,787	366,964	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	183	35.1	383,987	71,098	312,889	
	准 看 護 師	13	53.4	318,238	44,612	273,626	

第15表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学 歴			項 目	採 用 あり	初任給の改定状況			採 用 なし
					増 額	据置き	減 額	
岡 山 県	大 学 卒	規 模 計	38.1	(76.5)	(23.5)	(0.0)	61.9	
		500人以上	39.1	(79.4)	(20.6)	(0.0)	60.9	
		100人以上 500人未満	37.2	(73.5)	(26.5)	(0.0)	62.8	
	高 校 卒	規 模 計	28.4	(84.8)	(15.2)	(0.0)	71.6	
		500人以上	26.4	(84.5)	(15.5)	(0.0)	73.6	
		100人以上 500人未満	30.3	(85.1)	(14.9)	(0.0)	69.7	
全 国	大 学 卒	規 模 計	61.9	(74.7)	(24.9)	(0.3)	38.1	
		500人以上	89.0	(81.7)	(18.3)	(0.0)	11.0	
		100人以上 500人未満	54.3	(71.5)	(28.0)	(0.5)	45.7	
	高 校 卒	規 模 計	36.5	(78.4)	(21.3)	(0.3)	63.5	
		500人以上	57.7	(86.1)	(13.9)	(0.0)	42.3	
		100人以上 500人未満	30.5	(74.3)	(25.2)	(0.5)	69.5	

- 注: 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階 \ 項目			ベースアップ	ベース改定 中 止	ベースダウン	ベース改定 の 慣 行 なし
企業規模						
岡山県	係 員	規 模 計	71.4	2.0	0.0	26.6
		500人以上	79.4	1.2	0.0	19.4
		100人以上 500人未満	64.3	2.8	0.0	32.9
	課 長 級	規 模 計	68.7	1.5	0.0	29.8
		500人以上	75.6	0.0	0.0	24.4
		100人以上 500人未満	62.8	2.8	0.0	34.5
全国	係 員	規 模 計	66.2	2.4	0.4	31.0
		500人以上	79.0	1.9	0.4	18.8
		100人以上 500人未満	62.2	2.5	0.4	34.8
	課 長 級	規 模 計	61.8	3.3	0.4	34.5
		500人以上	71.6	3.1	0.4	24.9
		100人以上 500人未満	58.8	3.3	0.4	37.5

注： ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とまらない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職 段階		項 目		定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		企業規模				増 額	減 額	変化なし		
岡 山 県	係 員	規 模 計	94.7	94.1	29.8	9.3	55.0	0.6	5.3	
		500人以上	96.7	96.7	29.3	8.4	58.9	0.0	3.3	
		100人以上 500人未満	92.5	91.3	30.3	10.3	50.8	1.2	7.5	
	課 長 級	規 模 計	81.4	80.8	24.0	7.8	49.1	0.6	18.6	
		500人以上	76.9	76.9	23.6	5.7	47.6	0.0	23.1	
		100人以上 500人未満	85.9	84.8	24.3	9.9	50.6	1.2	14.1	
全 国	係 員	規 模 計	91.7	91.1	37.8	7.4	45.9	0.6	8.3	
		500人以上	94.9	94.2	32.3	9.5	52.4	0.6	5.1	
		100人以上 500人未満	90.7	90.1	39.6	6.7	43.7	0.6	9.3	
	課 長 級	規 模 計	85.3	84.4	35.0	6.2	43.2	0.8	14.7	
		500人以上	83.0	82.3	30.3	5.2	46.7	0.7	17.0	
		100人以上 500人未満	86.0	85.1	36.6	6.6	42.0	0.9	14.0	

- 注： 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
- 2 定期昇給実施の各項目は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と実施の計は一致しない場合がある。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合	
	岡 山 県	全 国
支 給	57.3%	54.8%
非 支 給	42.7%	45.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	岡 山 県	全 国
	27,000円以上28,000円未満	30,000円以上31,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

	転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
		一時金	一時金以外	
岡山県	% 94.2	% 83.0	% 47.0	% 5.8
全 国	90.3	74.6	56.8	9.7

注： 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

	帰宅費用 を支給 する	年間支給回数						帰宅費用 を支給 しない
		1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
岡山県	% 82.1	% (22.7)	% (52.1)	% (4.7)	% (18.0)	% (2.5)	回 13.3	% 17.9
全 国	79.0	(15.4)	(51.0)	(9.1)	(19.0)	(5.5)	15.0	21.0

注： 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第19表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		岡 山 県	全 国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平 均 所 定 内 給 与 月 額	下半期 (A ₁)	円 369,918	円 418,699	円 322,244
	上半期 (A ₂)	379,981	430,694	332,157
特 別 給 の 支 給 額	下半期 (B ₁)	円 830,162	円 926,485	円 642,308
	上半期 (B ₂)	936,538	1,082,479	660,590
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	月分 2.24	月分 2.21	月分 1.99
	上半期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.47	2.51	1.99
	年 間 計	4.71月分	4.72月分	

注： 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

2 全国の年間における支給割合は、事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.65月である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
岡 山 県	56.8	43.2	49.9	50.1	50.2	49.8
全 国	55.2	44.8	51.0	49.0	50.2	49.8

第21表 民間における定年制の状況

(単位:%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60歳	61歳以上	
岡 山 県	100.0	66.0	34.0	0.0
全 国	99.5	70.1	29.3	0.5

注： 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位:%)

区 分 \ 項 目		給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
岡 山 県	課 長 級	55.6	37.9	44.4
	非 管 理 職	45.7	33.1	54.3
全 国	課 長 級	57.4	38.9	42.6
	非 管 理 職	48.6	32.5	51.4

注： 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 公民給与比較関係

第23表 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

第24表 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所	
等級	標準的な 職務(例)	企業規模500人 以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
9 級	本庁部長	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	本庁 部次長	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級	本庁 困難課長		
6 級	本庁課長	課長代理	課 長
5 級	副参事		
4 級	主幹	係 長	課長代理
3 級	主任		係 長
2 級	主事	主 任	主 任
1 級	技師	係 員	係 員

4 生計費関係

令和8年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」（岡山市・勤労者世帯）に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食糧費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被覆・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第25表 岡山市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和8年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,300	50,710	62,740	74,770	86,800
住居関係費	32,980	42,730	36,850	30,970	25,100
被服・履物費	4,310	4,770	6,660	8,550	10,440
雑費Ⅰ	23,830	29,840	41,350	52,860	64,380
雑費Ⅱ	26,230	50,580	59,140	67,690	76,240
計	115,650	178,630	206,740	234,840	262,960

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月6日 発行

岡山県人事委員会事務局

〒703-8278

岡山市中区古京町1丁目7番36号(岡山県庁分庁舎2階)

電話 086-226-7559

FAX 086-273-7272